

第4章 景観形成方針

1. 景観形成方針の基本事項

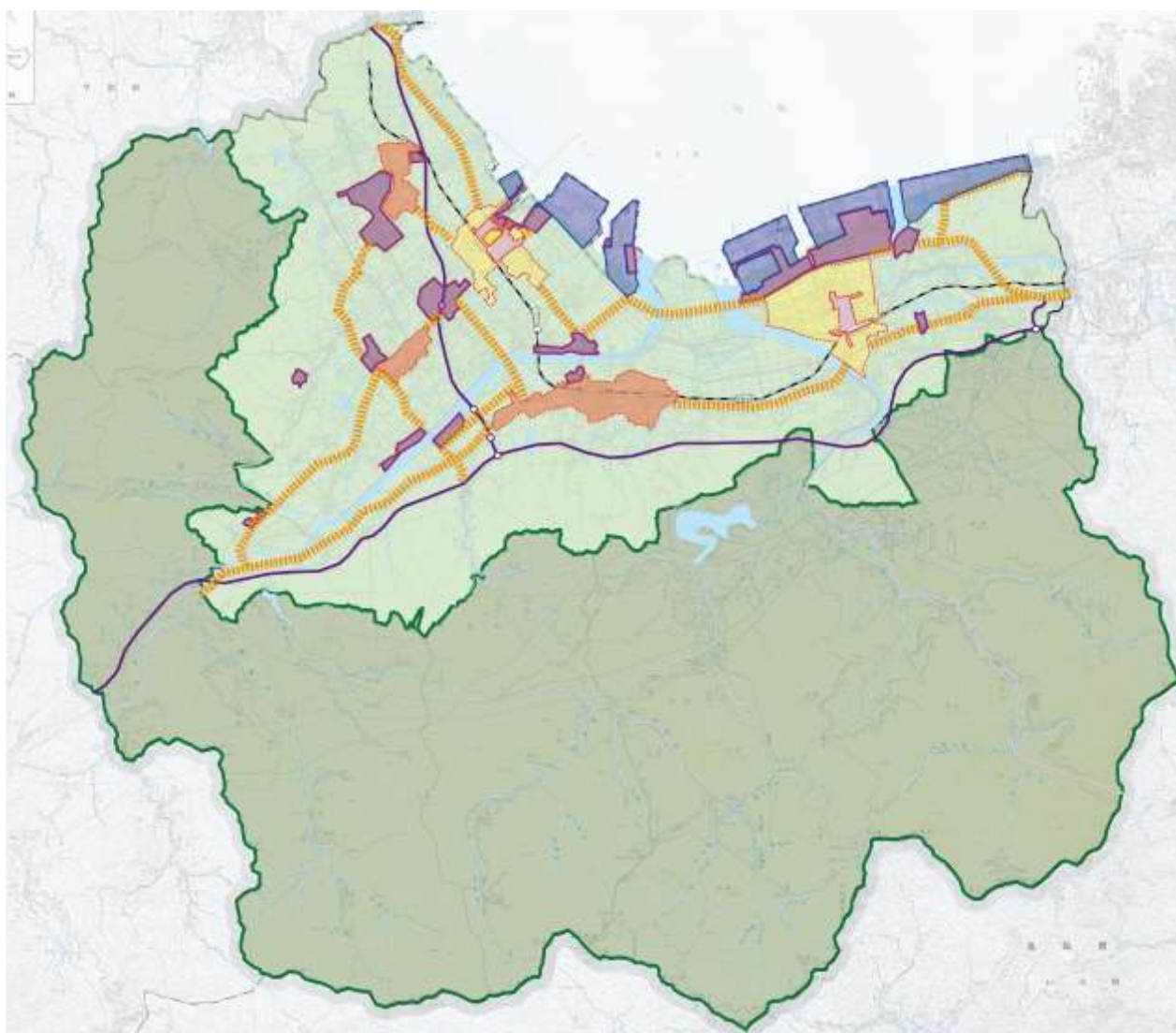
■土地利用による類型区分

当計画においては、地域の現況、用途地域等の土地利用規制及び上位計画に基づき、景観計画区域を下記の類型に区分し、区分毎に適切な景観形成方針を策定します。

また、後述する景観形成重点地区については、区域が確定次第下記の区分に割り込む形で新たな類型区分として追加する予定です。

土地利用による 類型区分	地 域	用途地域等
商業系景観	西条地域	商業地域、近隣商業地域
	東予地域	
住居系景観	西条地域	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第一種及び第二種住居地域、準住居地域 朔日市地区、大町地区の一部を含む
	東予地域	第一種中高層住居専用地域 第一種及び第二種住居地域 多賀地区、周布地区の一部を含む
商業、住居系 景観	丹原地域	近隣商業地域 第一種及び第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域
	小松・氷見地域	第一種及び第二種住居地域、準住居地域 小松・氷見地域については、小松町新屋敷地区、氷見乙地区の一部を含む
	三芳・国安地域	三芳・国安地域については三芳地区、国安地区の一部を含む
工業系景観	—	工業専用地域
産業居住系景観	—	工業地域、準工業地域、産業居住地区
幹線道路 沿線系景観	—	幹線道路沿線地区のうち、上記の類型区分に該当しない範囲
田園居住系景観	—	都市計画区域のうち、上記の類型区分に該当しない範囲（主に田園居住地区）
山林系景観	—	都市計画区域外
景観形成重点地区	策定次第追加する予定	

※土地利用による類型区分図



類型区分	地 域	用途地域等
商業系景観	西条地域 東予地域	商業地域、近隣商業地域
住居系景観	西条地域 東予地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域 第一種及び第二種住居地域、準住居地域 西条地区は朔日市地区、大町地区の一部を含む 東予地域は多賀地区、周布地区の一部を含む
商業系、住居系景観	丹原地域 小松・氷見地域 三芳・国安地域	近隣商業地域 第一種及び第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、第一種及び第二種住居地域、準住居地域 小松・氷見地域については、小松町新屋敷地区、氷見乙地区の一部を含む 三芳・国安地域については三芳地区、国安地区の一部を含む
工業系景観	—	工業専用地
産業居住系景観	—	工業地域、準工業地域、産業居住地区
幹線道路沿線系景観		幹線道路沿線地区のうち、上記の類型区分に該当しない範囲
田園居住系景観	—	都市計画区域のうち、上記の類型区分に該当しない範囲 (主に田園居住地区)
山林系景観	—	都市計画区域外
景観形成重点地区	策定次第追加する予定	

■景観軸と景観拠点

土地利用による類型化された景観に加えて、「景観軸」「景観拠点」という要素を加えることにより、景観計画区域における景観構造を整理します。

「景観軸」・・・河川や道路など連続した景観構造を成す景観資源のうち、複数の類型区分をまたぐものとしします。

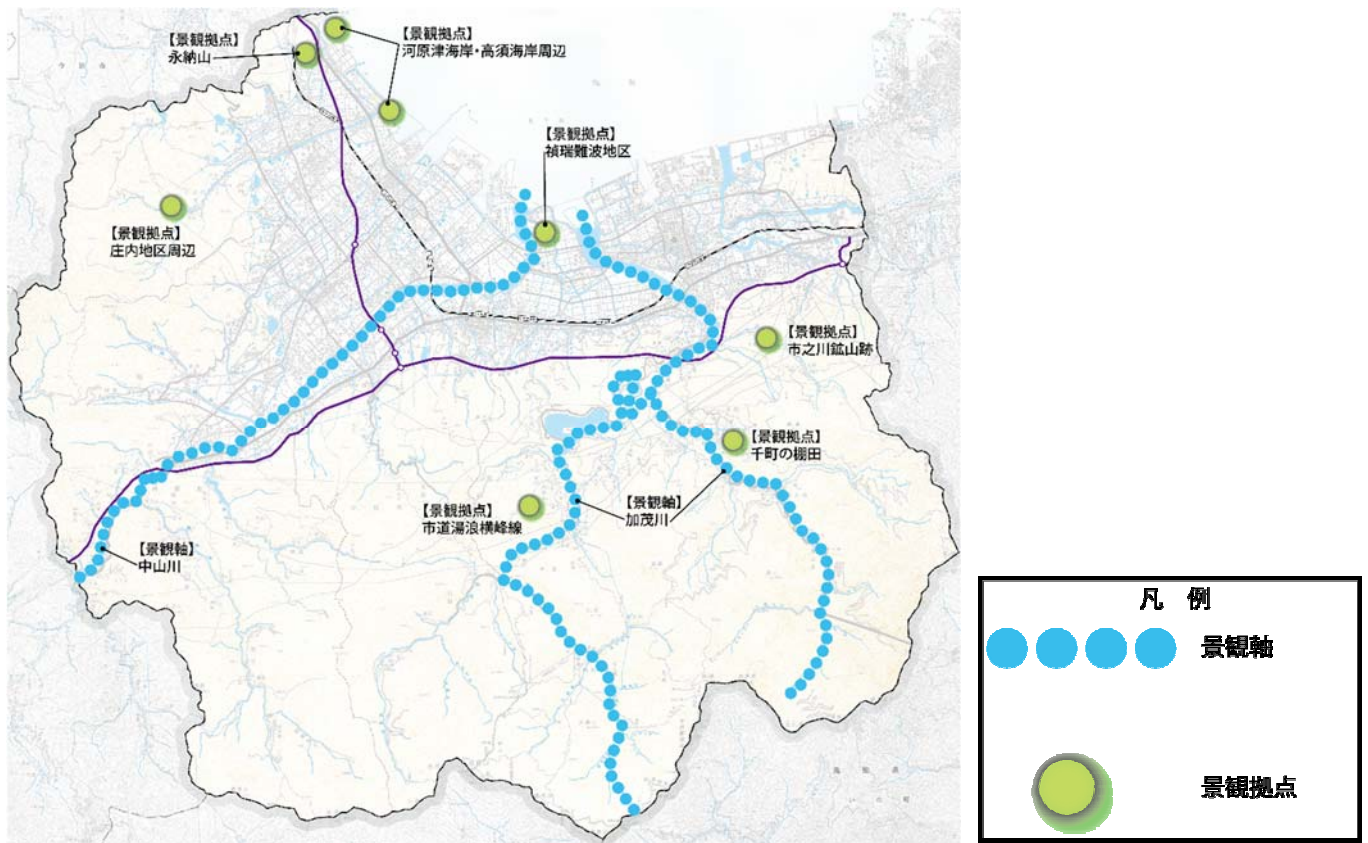
「景観拠点」・・・大規模な棚田を有する地域や自然海岸など、特徴的でまとまりのある景観資源としします。

それぞれの景観資源について、土地利用による類型区分同様に、現状と課題を整理し、景観形成の方針を策定します。

景観軸
加茂川
中山川

景観拠点
河原津海岸・高須海岸周辺
永納山
市道湯浪横峰線
千町の棚田
庄内地区周辺
市之川鉾山跡
禎瑞難波地区

※景観軸・景観拠点図

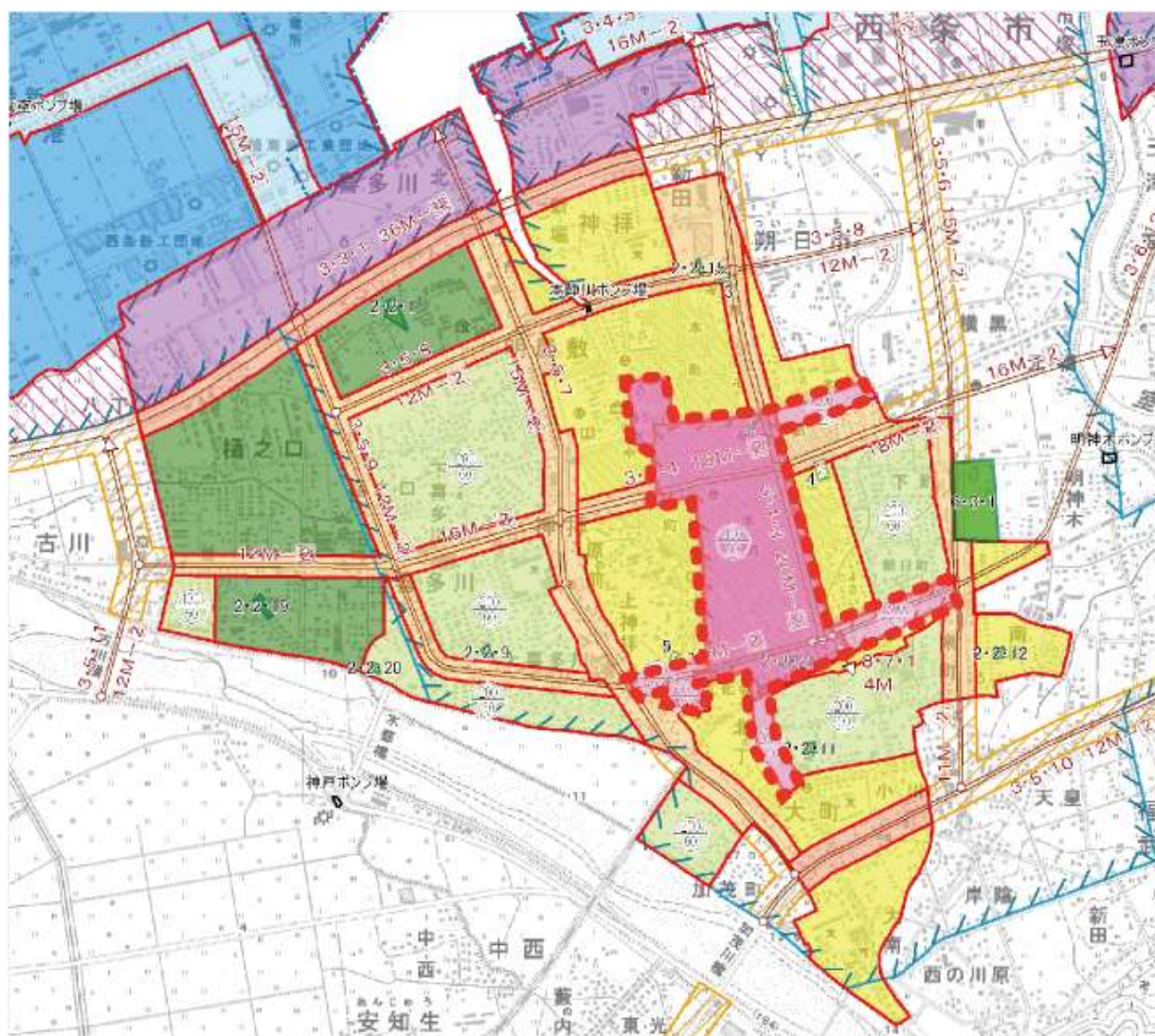


2. 類型区分、景観軸、景観拠点の現状・課題・方針

(1) 商業系景観

西条地域

■対象範囲：西条地域の商業系用途地域
商業地域、近隣商業地域



凡 例



商業系景観

【現状】

- 西条地域の市街地景観の特徴は、JR伊予西条駅周辺、駅周辺の幹線道路、商店街、市役所周辺の公共施設が集積した中心市街地のまちなみです。
- 都市再生整備計画に基づき、JR伊予西条駅周辺、南北自由通路、商店街、その他歩道等の整備が実施され、都市拠点としての回遊性のある中心市街地が形成されています。
- 駅周辺や歩道には、親水モニュメントや西条まつりを表すタイル等が設置されており、西条市の景観資源がアピールされています。
- 古川玉津橋線においては、一部無電柱化した区間があります。
- 土地利用規制については、商業地域、近隣商業地域に該当し、土地の高度利用が可能となっており様々な商業系建築物が建てられます。



JR 伊予西条駅



駅前通り

【課題】

- 当該地域は人口集中地区（DID）内で人口減少が進み、人口密度が希薄になっています。空家や空き地の増加が懸念されます。
- 中心市街地の商店街では、空き店舗や空き地が目立つなど商業活動が停滞しており、にぎわいの創出が課題となっています。
- 路上に放置された自転車や条例に反した屋外広告物、景観を阻害する電柱・電線等、都市の魅力を損なう場所も見られます。



商店街でのイベント風景



飲食店街

【景観形成方針】

商業系景観 西条地域

「市の玄関口にふさわしい、
都市ブランドイメージの感じられる景観形成」

- ・駅周辺については、水の都のイメージが感じられる景観形成を図ります。また当市を代表する景観資源である石鎚山が眺望できる視点場の整備を図ります。

景観特性：水の都、都市の成り立ち、生活、自然

- ・うちぬきの汲み場については、それを利用する市民の姿も景観の構成要素と捉えて、快適な生活景観の形成を図ります。

景観特性：水の都、生活

- ・駅前通り、駅東通り、駅西通りについては都市景観を印象付ける重要な要素であることから、植栽の適切な管理を実施します。また当該区域の屋外広告物、建築物等の配置・形態意匠・色彩等について適切な配慮を促すことにより、駅周辺からの見通しが良く、整ったまちなみの形成を図ります。

景観特性：都市の成り立ち

- ・商業施設が集積する区域については、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等について適切な配慮を促すことにより、歩行者にとって魅力的な連続性のあるまちなみの形成を図ります。

景観特性：都市の成り立ち、生活

- ・大規模な商業施設等については、周辺の景観に与える影響が大きいことから、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等に適切な配慮を促すことにより、周辺と調和した景観形成を図ります。

景観特性：生活、歴史・文化、自然

- ・歩行者空間については、屋外広告物や建築物等の配置、外構部分の緑化への適切な配慮を促すことにより、開放的で潤いのある景観形成に努めます。なお狭隘な道路については、生垣や塀等の外構部分に適切な配慮を促すことにより、快適で見通しの良い景観形成に努めます。

景観特性：生活

- ・幹線道路沿線については、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等について適切な配慮を促すことにより、周辺の建築物との連続性の形成を意識し、道路利用者にとって快適な、にぎわいの中にも一定の秩序を持たせた景観の形成を図ります。

景観特性：都市の成り立ち

- ・歴史ある寺社や文化財等の周辺については、屋外広告物、建築物等の配置・形態意匠・色彩等に適切な配慮を促すことにより、歴史・文化的景観資源を尊重したまちなみ形成を図ります。

景観特性：歴史・文化

- ・良好なまちなみや歴史・文化的な景観等を阻害する空家等については、西条市空家等対策計画に基づき、適切な対応を図ります。

景観特性：生活

- ・良好なまちなみ、山なみの眺望、だんじりの運行を阻害しないための無電柱化について検討します。

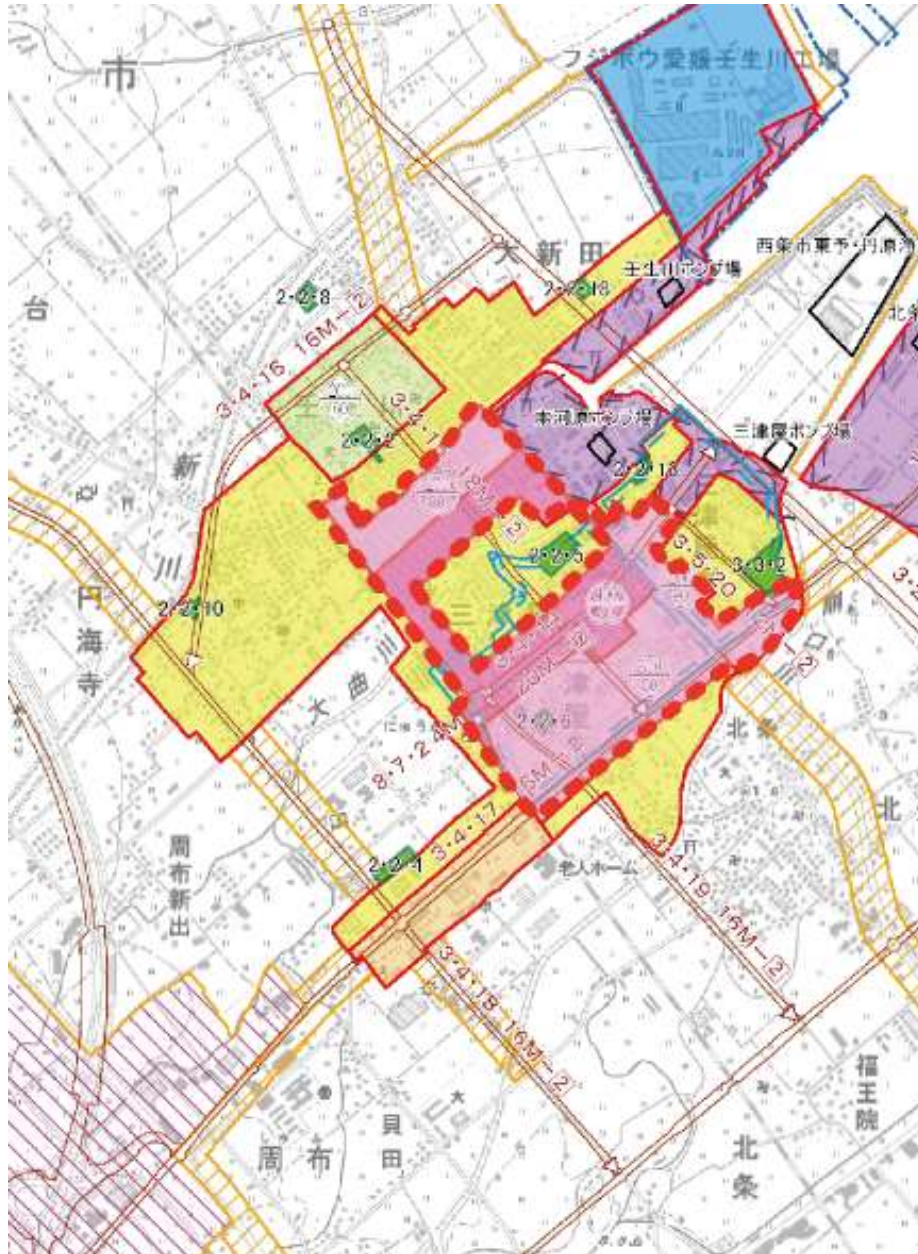
景観特性：生活、自然

- ・公共施設や観光施設等、市街地の案内標識について、地域の特性を反映したデザインの検討を行います。

景観特性：生活

東 予 地 域

- 対象範囲：東予地域の商業系用途地域
商業地域、近隣商業地域



凡 例



商業系景観

【現状】

- 東予地域の市街地景観の特徴は、ＪＲ壬生川駅周辺、駅前通り、商店街、幹線道路（主要地方道壬生川丹原線）などにより形成された中心市街地のまちなみです。
- 東予地域には病院や福祉施設など公益施設、商業施設の集積が見られ、生活拠点となっています。
- 都市再生整備計画や、土地区画整理事業等によるＪＲ壬生川駅周辺の整備が実施されており、道路整備等の結果、回遊性のある中心市街地が形成されています。
- 中心市街地やＪＲ壬生川駅周辺では、マンションなど中小規模の集合住宅、テナント貸のオフィスビル、個店店舗などが立ち並んでいます。
- 土地利用規制については、商業地域、近隣商業地域に該当し、土地の高度利用が可能となっており様々な商業系建築物が建てられます。



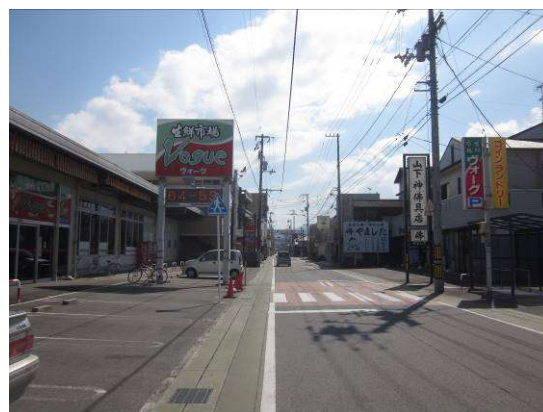
駅前通り



JR壬生川駅

【課題】

- 当該地域は人口集中地区（DID）内で人口減少が進み、人口密度が希薄になっています。空家や空き地の増加が懸念されます。
- 中心市街地や地域拠点の商店街では、空き店舗や空き地が目立つなど商業活動が停滞しており、にぎわいの創出が課題となっています。



商店街

【景観形成方針】

商業系景観 東予地域

「周桑地域の拠点として、賑わいとまとまりのある市街地景観の形成」

- ・ 広々とした駅前通りは周桑地域の玄関口であり、都市景観を印象付ける重要な要素であることから、植栽の適切な管理を実施します。また当該区域の屋外広告物、建築物等の形態意匠・配置等については適切な配慮を促すことにより、駅周辺からの見通しが良く、整ったまちなみの形成を図ります。

景観特性：都市の成り立ち
- ・ 商業施設の集積する区域については、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等について適切な配慮を促すことにより、歩行者にとって魅力的な連続性のあるまちなみの形成を図ります。

景観特性：都市の成り立ち、生活
- ・ 大規模な商業施設等については、周辺の景観に与える影響が大きいことから、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等に適切な配慮を促すことにより、周辺と調和した景観形成を図ります。

景観特性：生活、歴史・文化、自然
- ・ 歩行者空間については、屋外広告物や建築物等の配置、外構部分の緑化への適切な配慮を促すことにより、開放的で潤いのある景観形成に努めます。なお狭隘な道路については、生垣や塀等の外構部分に適切な配慮を促すことにより、快適で見通しの良い景観形成に努めます。

景観特性：生活
- ・ 幹線道路沿線については、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等について適切な配慮を促すことにより、周辺の建築物との連続性の形成を意識し、道路利用者にとって快適な、にぎわいの中にも一定の秩序を持たせた景観の形成を図ります。

景観特性：都市の成り立ち
- ・ 良好なまちなみや歴史・文化的な景観等を阻害する空家等については、西条市空家等対策計画に基づき、適切な対応を図ります。

景観特性：生活
- ・ 歴史ある寺社や文化財等の周辺については、屋外広告物、建築物等の配置・形態意匠・色彩等に適切な配慮を促すことにより、歴史・文化的景観資源を尊重したまちなみ形成を図ります。

景観特性：歴史・文化
- ・ 良好なまちなみ、山なみの眺望、だんじりの運行を阻害しないための無電柱化について検討します。

景観特性：生活、自然
- ・ 公共施設や観光施設等、市街地の案内標識について、地域の特性を反映したデザインの検討を行います。

景観特性：生活

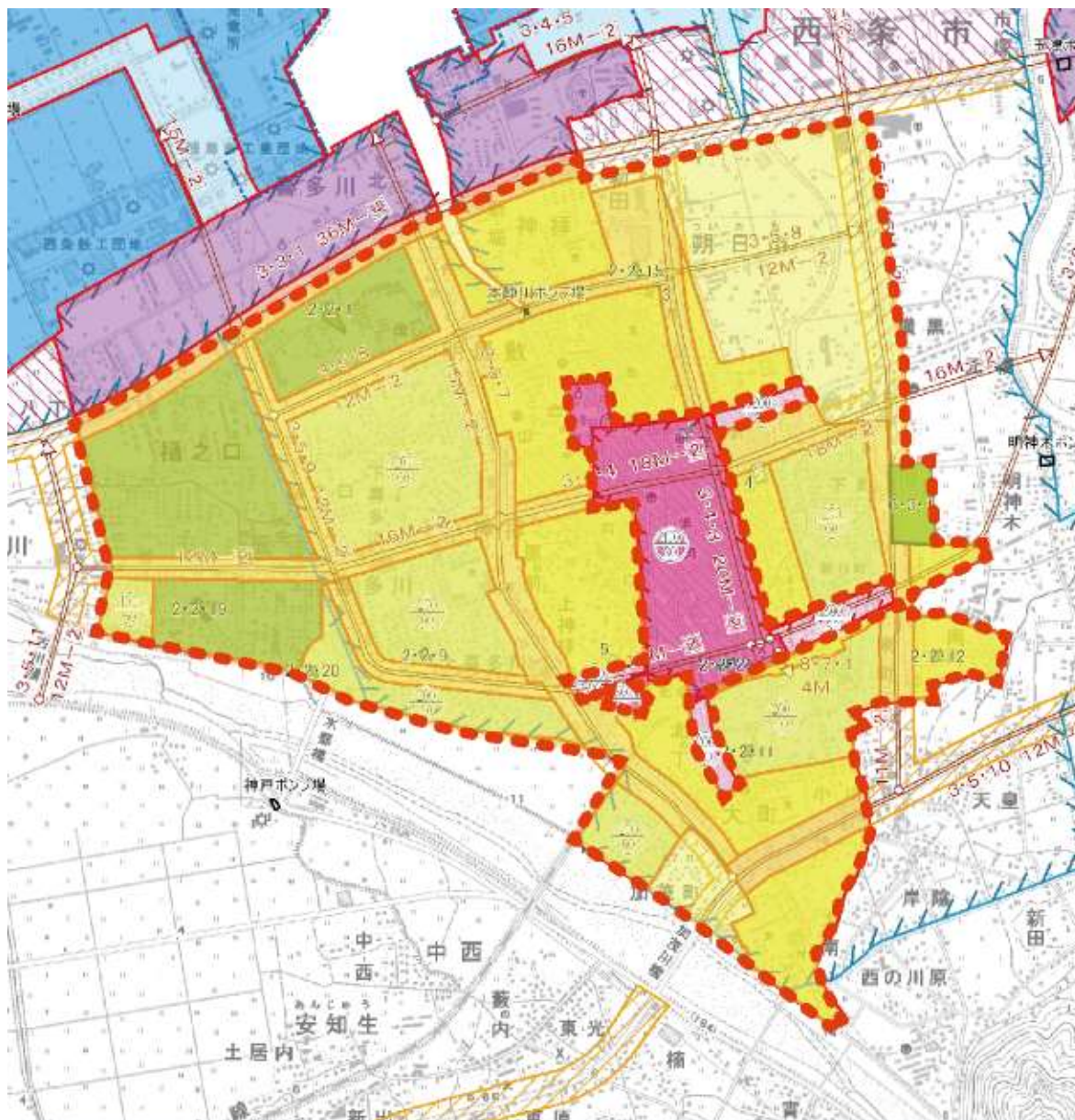
(2) 住居系景観

西条地域

■対象範囲：西条地域の住居系用途地域等

第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域

第一種及び第二種住居地域、準住居地域 朔田市地区、大町地区の一部を含む



凡 例



住居系景観

【現状】

- 西条地域の代表的な住宅地景観は、中心市街地周辺の住宅団地、アクアトピア水系周辺の中高層住宅、低層住宅地、都市周辺部の住宅があげられます。
- 西条地域は人口集中地区（DID）内で人口減少が進み、人口密度が希薄になっていますが、都市周辺部は人口が増えており、住宅地の開発が進んでいます。
- アクアトピア水系は、観音堂（禎祥寺）のそばにある観音水（観音泉）を水源とし、そこから西条藩陣屋跡の区間について親水デッキや散策路が整備されています。市街地でありながら水質は極めて高くホタルやアユ等の生き物とも触れ合えます。
- アクアトピア水系沿いには、西条総合文化会館、西条図書館、総合福祉センター等の公共施設が立地しています。
- 当該地域の御舟川水系、新町川水系（アクアトピア水系）、新川水系は「西条市河川の清流を守る条例」に基づき「水質保全区域」として指定されています。
- 御舟川周辺においては、宅地開発が進んでいます。
- 幹線道路沿線は大小の商業施設が立地し、一定の賑わいを見せています。
- 土地利用規制については、主に住居系用途地域に該当していますが、幹線道路沿線については床面積 10,000 m²以下の店舗が建築可能です。



アクアトピア水系



住宅地



古川玉津橋線沿線

【課題】

- 当該地域は人口集中地区（DID）内で人口減少が進み、人口密度が希薄になっています。空家や空き地の増加が懸念されます。
- 当該地域においては、住宅の開発が進み新たな住宅地の形成が予測されることから、まちの個性を活かした方針を策定し、それに基づいた住宅地景観の形成が求められます。

【景観形成方針】

住居系景観 西条地域

「水と共にある快適な生活景観の保全・創出」

- ・アクアトピア水系をはじめとする親水景観について、市民協働による保全・整備に努めます。

景観特性：水の都、生活

- ・アクアトピア水系等に隣接する建築物について、緑化や建築設備等に目隠しをする等の配慮を促すことで、より良い親水景観の形成を図ります。

景観特性：水の都、生活

- ・うちぬきの汲み場について、それを利用する市民の姿も景観の構成要素と捉えて、快適な生活景観の形成を図ります。

景観特性：水の都、生活

- ・住宅地については、生垣や塀等の外構部分に高さや素材、仕上げ等の協調を促し、ゆるやかな連続性が感じられる住宅地景観の形成を図ります。

景観特性：生活

- ・住宅については、その配置・形態意匠・色彩等について適切な配慮を促すことにより、周辺の住宅地景観と著しく不調和となることを避け、まとまりが感じられる住宅地景観の形成を図ります。

景観特性：生活

- ・大規模な商業施設等については、周辺の景観に与える影響が大きいことから、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等に適切な配慮を促すことにより、周辺と調和した景観形成を図ります。

景観特性：生活、歴史・文化、自然

- ・歩行者空間については、屋外広告物や建築物等の配置、外構部分の緑化への適切な配慮を促すことにより、開放的で潤いのある景観形成に努めます。なお狭隘な道路については、生垣や塀等の外構部分に適切な配慮を促すことにより、快適で見通しの良い景観形成に努めます。

景観特性：生活

- ・幹線道路沿線については、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等について適切な配慮を促すことにより、周辺の建築物との連続性の形成を意識し、道路利用者にとって快適な、にぎわいの中にも一定の秩序を持たせた景観の形成を図ります。

景観特性：都市の成り立ち

- ・良好なまちなみや歴史・文化的な景観等を阻害する空家等については、西条市空家等対策計画に基づき、適切な対応を図ります。

景観特性：生活

- ・歴史ある寺社や文化財等の周辺については、屋外広告物、建築物等の配置・形態意匠・色彩等に適切な配慮を促すことにより、歴史・文化的景観資源を尊重したまちなみ形成を図ります。

景観特性：歴史・文化

- ・良好なまちなみ、山なみの眺望、だんじりの運行を阻害しないための無電柱化について検討します。

景観特性：生活、自然

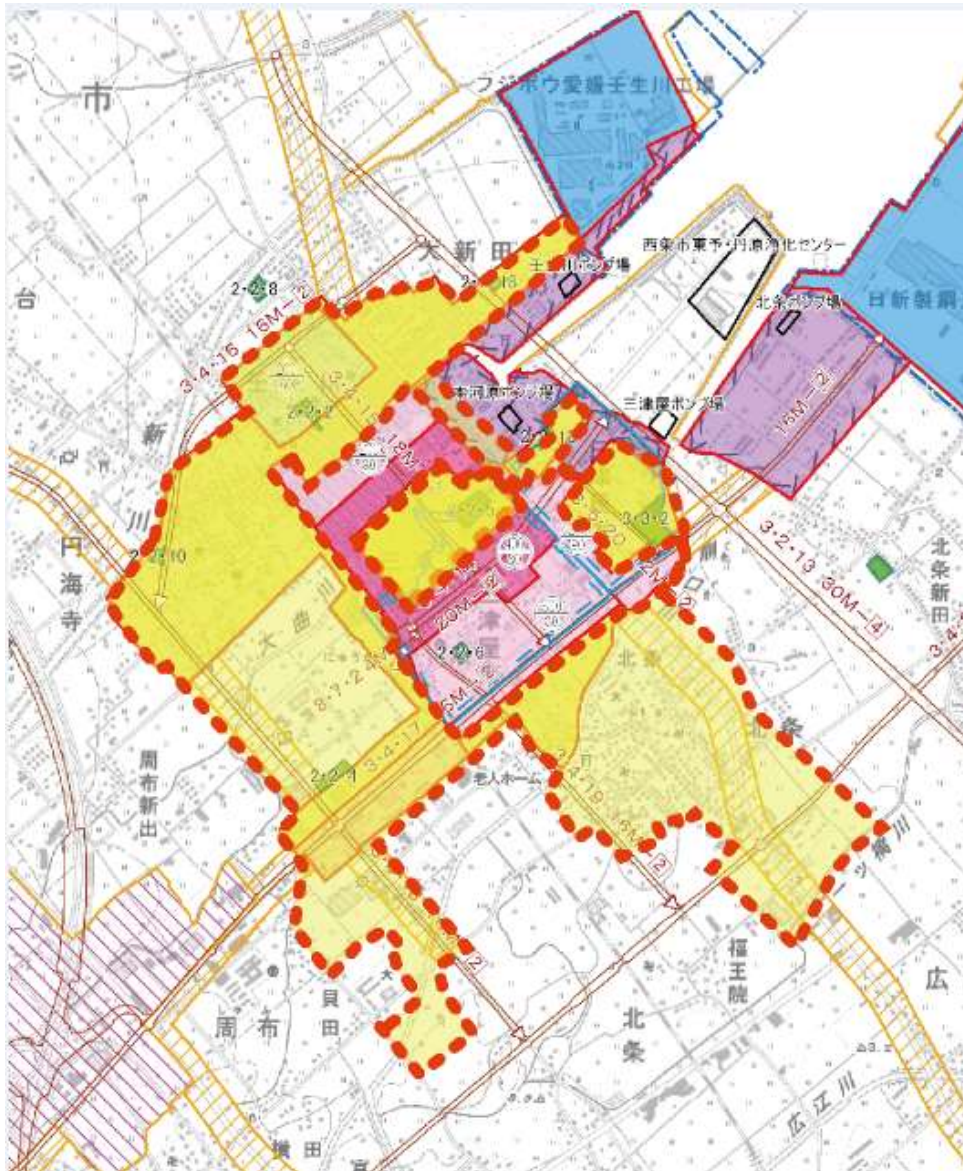
- ・公共施設や観光施設等、市街地の案内標識について、地域の特性を反映したデザインの検討を行います。

景観特性：生活

東 予 地 域

■対象範囲：東予地域の住居系用途地域等

第一種中高層住居専用地域、第一種及び第二種住居地域
多賀地区、周布地区の一部を含む



凡 例



住居系景観

【現状】

- 壬生川駅周辺の整備が進み、駅西地区と駅東地区を結ぶ通路や駅と生活拠点間を結ぶ道路整備により回遊性のあるまちなか居住空間が形成されています。
- 当該地域には、東予総合支所、西条西警察署、学校など公共施設の集積、病院や福祉施設など公益施設の集積が見られ、生活の拠点となる市街地を形成しています。
- 東予地域は人口集中地区（DID）内で人口減少が進み、人口密度が希薄になっていますが、都市周辺部は人口が増えており、住宅地の開発が進んでいます。
- 市道北条新地線では毎年「夏彩祭」が開催され、賑わっています。
- 都市再生整備計画により駅西地区の道路整備が実施されたため、今後土地利用が促進されることが見込まれます
- 都市周辺部に位置する多賀地区にも住居が密集しています。
- 当該地域の周辺部と中央に「新川」「大曲川」「崩口川」が貫流しており、その沿線に遊歩道整備がなされています。
- 土地利用規制については、主に住居系用途地域に該当していますが、壬生川駅西側と多賀地区の幹線道路沿線については床面積 10,000 m²以下の店舗が建築可能です。



多賀地区の住宅地



三津屋東1号公園と住宅地



大曲川と遊歩道

【課題】

- 当該地域においては、住宅の開発が進み新たな住宅地の形成が予測されることから、まちの個性を活かした方針を策定し、それに基づいた住宅地景観の形成が求められます。
- 当該地域は人口集中地区（DID）内で人口減少が進み、人口密度が希薄になっています。空家や空き地の増加が懸念されます。

【景観形成方針】

住居系景観 東予地域

「水と緑に触れ合える、潤いのある住宅地景観の形成」

- ・新川、大曲川、崩口川をはじめとする親水景観について、市民協働により保全・整備に努めます。

景観特性：生活

- ・住宅地については、生垣や塀等の外構部分に高さや素材、仕上げ等の協調を促し、ゆるやかな連続性が感じられる住宅地景観の形成を図ります。

景観特性：生活

- ・住宅については、その配置・形態意匠・色彩等について適切な配慮を促すことにより、周辺の住宅地景観と著しく不調和となることを避け、まとまりが感じられる住宅地景観の形成を図ります。

景観特性：生活

- ・大規模な商業施設等については、周辺の景観に与える影響が大きいことから、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等に適切な配慮を促すことにより、周辺と調和した景観形成を図ります。

景観特性：生活、歴史・文化、自然

- ・歩行者空間については、屋外広告物や建築物等の配置、外構部分の緑化への適切な配慮を促すことにより、開放的で潤いのある景観形成に努めます。なお狭隘な道路については、生垣や塀等の外構部分に適切な配慮を促すことにより、快適で見通しの良い景観形成に努めます。

景観特性：生活

- ・幹線道路沿線については、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等について適切な配慮を促すことにより、周辺の建築物との連続性の形成を意識し、道路利用者にとって快適な、にぎわいの中にも一定の秩序を持たせた景観の形成を図ります。

景観特性：都市の成り立ち

- ・良好なまちなみや歴史・文化的な景観等を阻害する空家等については、西条市空家等対策計画に基づき、適切な対応を図ります。

景観特性：生活

- ・歴史ある寺社や文化財等の周辺については、屋外広告物、建築物等の配置・形態意匠・色彩等に適切な配慮を促すことにより、歴史・文化的景観資源を尊重したまちなみ形成を図ります。

景観特性：歴史・文化

- ・良好なまちなみ、山なみの眺望、だんじりの運行を阻害しないための無電柱化について検討します。

景観特性：生活、自然

- ・公共施設や観光施設等、市街地の案内標識について、地域の特性を反映したデザインの検討を行います。

景観特性：生活

【現状】

- 市道今井周布線沿線に商店街が形成され、昔ながらの商店や住宅が立地しています。当該道路は遍路道でもあります。
- 丹原総合支所を中心に公民館、保健センター、学校、保育所、児童館等の公共施設が東西に連担して立地しており、地域の生活拠点となっています。
- 商店街では毎年丹原七夕まつりが開催されており、賑わいを見せています。
- 当該地域の南側に都市公園丹原中央公園の整備が計画されています。また、当該地域の中心付近に都市計画道路下町線が南北に計画されています。
- 産業道路（主要地方道 壬生川丹原線）沿線には、スーパー、ドラッグストア、ホームセンター等比較的大規模な商業施設が立地しています。
- 土地利用規制については、商店街は近隣商業地域となっており商業系建築物が建てられます。その周辺地域は住居系用途地域に該当しています。産業道路（主要地方道 壬生川丹原線）沿線は、床面積 10,000 m²以下の店舗が建築可能です。



住宅地



丹原商店街

【課題】

- 当該地域は地域生活の拠点として、住居と商業、業務地の良好な都市環境の形成を図ることが求められています。
- 住宅地は、落ち着いた佇まいと快適な住環境を形成することが求められています。
- 住宅地の道路が狭隘であり、ブロック塀等により圧迫感を感じる場所があります。
- 快適で賑わいのある市街地景観の形成のため、空家や空き店舗について適切な対応が求められています。



壬生川丹原線沿線

【景観形成方針】

商業、住居系景観 丹原地域

「商店街を中心とした、市民の活動の場となる良好なまちなみ景観の形成」

- ・商店街沿線については、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等について適切な配慮を促すことにより、歩行者にとって魅力的な連続性のあるまちなみの形成を図ります。

景観特性：都市の成り立ち、生活

- ・住宅地については、生垣や塀等の外構部分に高さや素材、仕上げ等の協調を促し、ゆるやかな連続性が感じられる住宅地景観の形成を図ります。

景観特性：生活

- ・住宅については、その配置・形態意匠・色彩等について適切な配慮を促すことにより、周辺の住宅地景観と著しく不調和となることを避け、まとまりが感じられる住宅地景観の形成を図ります。

景観特性：生活

- ・大規模な商業施設等については、周辺の景観に与える影響が大きいことから、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等に適切な配慮を促すことにより、周辺と調和した景観形成を図ります。

景観特性：生活、歴史・文化、自然

- ・歩行者空間については、屋外広告物や建築物等の配置、外構部分の緑化への適切な配慮を促すことにより、開放的で潤いのある景観形成に努めます。なお狭隘な道路については、生垣や塀等の外構部分に適切な配慮を促すことにより、快適で見通しの良い景観形成に努めます。

景観特性：生活

- ・幹線道路沿線については、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等について適切な配慮を促すことにより、周辺の建築物との連続性の形成を意識し、道路利用者にとって快適な、にぎわいの中にも一定の秩序を持たせた景観の形成を図ります。

景観特性：都市の成り立ち

- ・良好なまちなみや歴史・文化的な景観等を阻害する空家等については、西条市空家等対策計画に基づき、適切な対応を図ります。

景観特性：生活

- ・歴史ある寺社や文化財等の周辺については、屋外広告物、建築物等の配置・形態意匠・色彩等に適切な配慮を促すことにより、歴史・文化的景観資源を尊重したまちなみ形成を図ります。

景観特性：歴史・文化

- ・良好なまちなみ、山なみの眺望、だんじりの運行を阻害しないための無電柱化について検討します。

景観特性：生活、自然

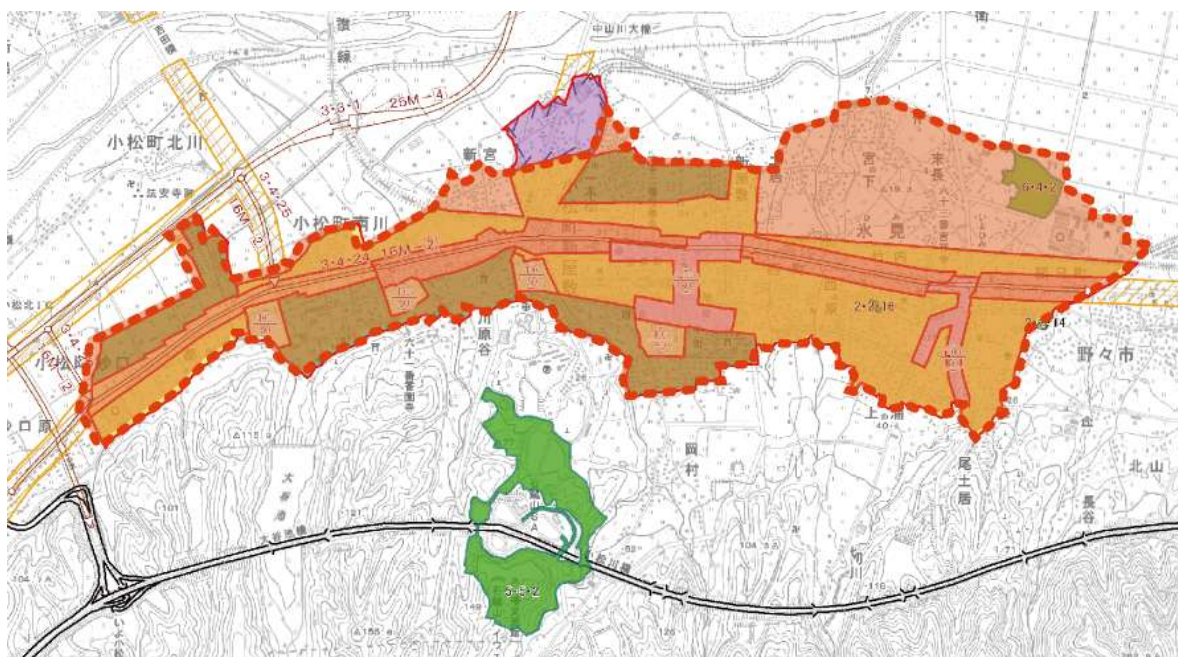
- ・公共施設や観光施設等、市街地の案内標識について、地域の特性を反映したデザインの検討を行います。

景観特性：生活

小松・氷見地域

■対象範囲：小松・氷見地域の商業、住居系用途地域等

近隣商業地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、
第一種及び第二種住居地域、準住居地域
小松町新屋敷地区、氷見乙地区の一部を含む



凡 例



商業、住居系景観

【現状】

- ・小松町中町・駅前通りにかけては商店街が形成されています。その周辺には小松総合支所、図書館、公民館、学校等の公共施設が立地しており、地域の生活拠点となっています。
- ・氷見地区については、昔ながらの商店と住居が混在した市街地を形成しており、その周辺の住宅地には公民館、学校等の公共施設が立地しています。
- ・当該地域は、氷見地区の古民家、酒蔵、重森三玲による庭園、小松地区の近藤篤山邸等の歴史・文化的景観資源を数多く有しています。
- ・旧讃岐街道（市道橘・氷見一号線、市道中央線）により小松地区、氷見地区は結ばれています。
- ・当該地域とその周辺には四国霊場八十八箇所が三箇所存在し、それらは遍路道によって繋がれています。またそれ以外の歴史ある寺社や史跡も多数存在しており、地域全体として、歴史・文化を体感できるまちなみが形成されています。
- ・小松町中町・駅前通りでは毎年「小松町ふるさと祭り」が開催され、賑わっています。
- ・国道11号沿線には、スーパー、ホームセンター等大規模な商業施設が立地しています。
- ・土地利用規制については、伊予小松駅、伊予氷見駅付近の商店街は近隣商業地域となっており商業系建築物が建てられます。それを除く国道11号沿線の地域では、床面積10,000㎡以下の店舗が建築可能です。その周辺地域は住居系用途地域に該当しています。



JR小松駅前通り



氷見地区の古民家(住吉屋)



国道11号沿線

【課題】

- ・小松地区は、地域生活の拠点として、住居と商業、業務地の良好な都市環境の形成を図ることが求められています。
- ・氷見地区は、旧市街地のまちなみを継承し、地域風土やまちなみ景観の維持が求められます。
- ・氷見地区の古民家等、地域の景観資源について活用の余地があります。
- ・伊予小松駅周辺の国道11号沿線について、歩行者空間が狭く、また空き店舗や老朽建物等が目立ちます。地域拠点に相応しい整然とした景観形成が求められています。
- ・住宅地の道路が狭隘であり、ブロック塀等により圧迫感を感じる場所があります。
- ・快適で賑わいのある市街地景観の形成のため、空家や空き店舗について適切な対応が求められています。

【景観形成方針】

商業、住居系景観 小松・氷見地域

「歴史・文化的景観資源を相互に結び付た、小松・氷見地区の一体的な景観形成」

- ・当該地域の近隣商業地域は、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等について適切な配慮を促すことにより、歩行者にとって魅力的な連続性のあるまちなみの形成を図ります。

景観特性：都市の成り立ち、生活

- ・住宅地については、生垣や塀等の仕上げを協調することで、ゆるやかな連続性が感じられる住宅地景観の形成を図ります。

景観特性：生活

- ・住宅については、その配置・形態意匠・色彩等について適切な配慮を促すことにより、周辺の景観と著しく不調和となることを避け、まとまりが感じられる住宅地景観の形成を図ります。

景観特性：生活

- ・小松・氷見地区をつなぐ旧街道沿道は、生け垣や塀等の仕上げを協調することで、古いまちなみを尊重した景観の形成を図ります。

景観特性：生活、歴史・文化

- ・国道11号の拡幅工事について推進し、整然とした沿道景観の形成に繋がります。

景観特性：都市の成り立ち、生活

- ・四国霊場八十八箇所を結ぶ遍路道については、道標等の関連する歴史的資源を取り込みつつ、歴史的な風格を感じさせる歩行者空間の形成を図ります。

景観特性：歴史・文化

- ・大規模な商業施設等については、周辺の景観に与える影響が大きいことから、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等に適切な配慮を促すことにより、周辺と調和した景観形成を図ります。

景観特性：生活、歴史・文化、自然

- ・歩行者空間については、屋外広告物や建築物等の配置、外構部分の緑化への適切な配慮を促すことにより、開放的で潤いのある景観形成に努めます。なお狭隘な道路については、生垣や塀等の外構部分に適切な配慮を促すことにより、快適で見通しの良い景観形成に努めます。

景観特性：生活

- ・幹線道路沿線については、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等について適切な配慮を促すことにより、周辺の建築物との連続性の形成を意識し、道路利用者にとって快適な、にぎわいの中にも一定の秩序を持たせた景観の形成を図ります。

景観特性：都市の成り立ち

- ・良好なまちなみや歴史・文化的な景観等を阻害する空家等については、西条市空家等対策計画に基づき、適切な対応を図ります。

景観特性：生活

- ・四国霊場八十八箇所をはじめとする寺社や文化財等の周辺については、屋外広告物、建築物等の配置・形態意匠・色彩等に適切な配慮を促すことにより、歴史・文化的景観資源を尊重したまちなみ形成を図ります。

景観特性：歴史・文化

- ・良好なまちなみ、山なみの眺望、だんじりの運行を阻害しないための無電柱化について検討します。

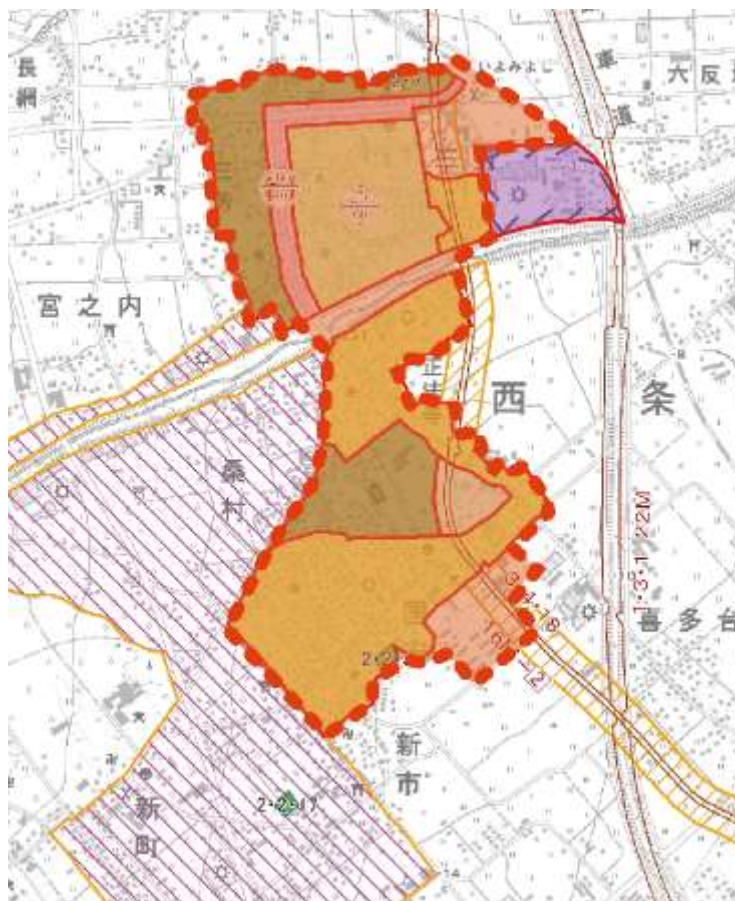
景観特性：生活、自然

- ・公共施設や観光施設等、市街地の案内標識について、地域の特性を反映したデザインの検討を行います。

景観特性：生活

三芳・国安地域

- 対象範囲：三芳・国安地域の商業、住居系用途地域等
 近隣商業地域、第一種及び第二種低層住居専用地域、
 第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域
 三芳地区、国安地区の一部を含む



凡 例



商業、住居系景観

【現状】

- 三芳地域周辺は泉が数多く分布しています。住宅地の中心にもいずん掘りの築池が位置し、水利と都市の成り立ちについて深い関わりを表しています。
- 駅正面から大明神橋の道路（県道 徳能伊予三芳駅停車場線）沿いは近隣商業地域となっており、道路沿線には病院、小学校、商業施設、寺社等の地域にとって主要な施設が集積しています。また当該道路は、大洲藩の領地であったことを伝える出張橋の存在や、遍路道であることから、歴史的な背景を持つ歩行空間であると言えます。
- 近隣商業地域周辺と国安地域には、戸建て住宅が広がっています。
- 住宅地の東側に都市計画道路楠浜北条線が南北に位置しており、道路沿線には東予総合支所三芳出張所、東予北地域交流センター、国安公民館、国安小学校等の公共施設が立地しています。
- 三芳地区と国安地区の境界に天井川の大明神川が東西に流れており、沿線には松並木の面影が残っています。また付近には全国的に珍しい川底を鉄道が通過するトンネルがあります。
- 土地利用規制については、駅正面から大明神橋の道路沿線は近隣商業地域となっており商業系建築物が建てられます。その周辺は住居系用途地域に該当しています。都市計画道路楠浜北条線沿線のうち幹線道路沿線地区に該当する箇所は、床面積 10,000 m² 以下の店舗が建築可能です。



近隣商業地域



築池



楠浜北条沿道

【課題】

- 三芳地域の中心に位置する築池や、貫流する水路について美観を向上させる必要があります。
- 当該地域では市街地の希薄化が懸念されるため、空家や空き店舗について適切な対応が求められています。
- 住宅地については、落ち着いた佇まいと快適な住環境を形成することが求められています。
- 商業地域、住宅地ともに道路が狭隘であるため、見通しが良く開放的な歩行者空間の形成が求められます。

【景観形成方針】

商業、住居系景観 三芳・国安地域

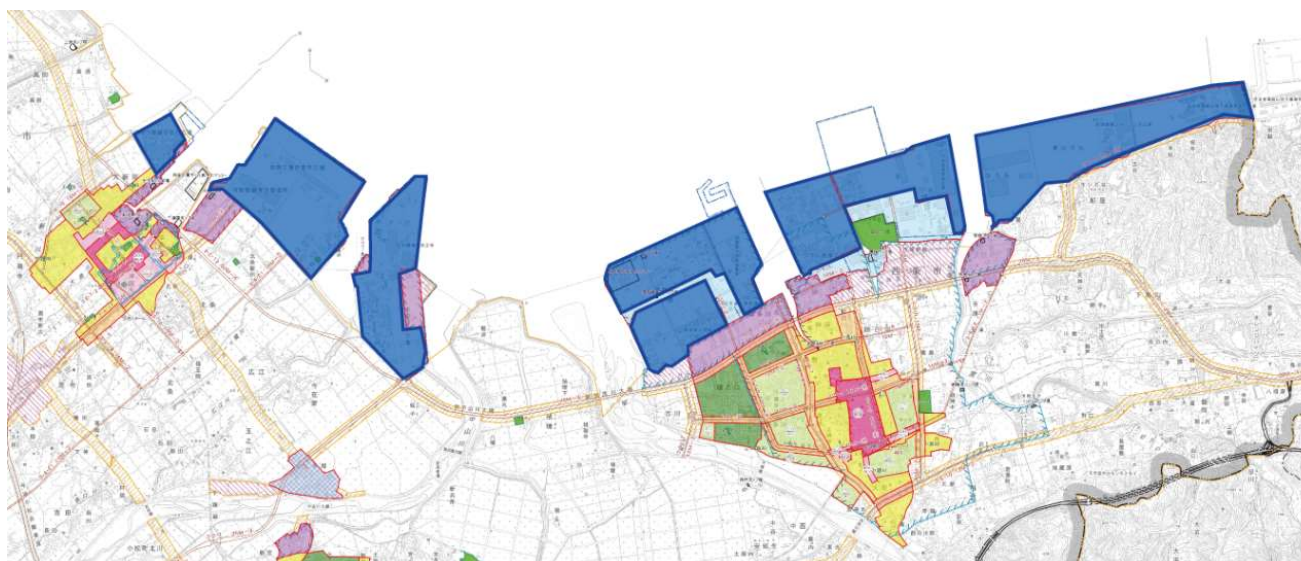
「都市施設や泉にまつわる景観資源を、
見通しの良い歩行者空間でつないだ、快適な住宅地景観の形成」

- ・いずん掘りや用水路等の水利施設について、市民協働により良好な水辺景観の形成に努めます。
景観特性：水の都、生活
- ・当該地域の建築物については、生垣や塀等の外構部分に高さや素材、仕上げ等の協調を促し、ゆるやかな連続性が感じられる住宅地景観の形成を図ります。
景観特性：生活
- ・住宅については、その配置・形態意匠・色彩等について適切な配慮を促すことにより、周辺の住宅地景観と著しく不調和となることを避け、まとまりが感じられる住宅地景観の形成を図ります。
景観特性：生活
- ・大規模な商業施設等については、周辺の景観に与える影響が大きいことから、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等に適切な配慮を促すことにより、周辺と調和した景観形成を図ります。
景観特性：生活、歴史・文化、自然
- ・歩行者空間については、屋外広告物や建築物等の配置、外構部分の緑化への適切な配慮を促すことにより、開放的で潤いのある景観形成に努めます。なお狭隘な道路については、生垣や塀等の外構部分に適切な配慮を促すことにより、快適で見通しの良い景観形成に努めます。
景観特性：生活
- ・幹線道路沿線については、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等について適切な配慮を促すことにより、周辺の建築物との連続性の形成を意識し、道路利用者にとって快適な、にぎわいの中にも一定の秩序を持たせた景観の形成を図ります。
景観特性：都市の成り立ち
- ・大明神川沿線の道路、橋については、松並木のある風景や、広がりのある眺望環境の保全・整備を図ります。
景観特性：自然
- ・良好なまちなみや歴史・文化的な景観等を阻害する空家等については、西条市空家等対策計画に基づき、適切な対応を図ります。
景観特性：生活
- ・歴史ある寺社や文化財等の周辺については、屋外広告物、建築物等の配置・形態意匠・色彩等に適切な配慮を促すことにより、歴史・文化的景観資源を尊重したまちなみ形成を図ります。
景観特性：歴史・文化
- ・良好なまちなみ、山なみの眺望、だんじりの運行を阻害しないための無電柱化について検討します。
景観特性：生活、自然
- ・公共施設や観光施設等、市街地の案内標識について、地域の特性を反映したデザインの検討を行います。
景観特性：生活

(4) 工業系景觀

工業系景觀

■対象範囲：工業専用地域



凡 例



工業系景觀

【現状】

- 本市の臨海部は工業施設の集積地とされており、半導体製造工場、鉄鋼・機械工場、飲料工場、電子機器製造工場、造船工場などが立地しています。幹線道路を境に住居地や商業地とおおむね分離しており、工業地景観としてまとまりを見せています。
- 大規模な工業用施設が林立する姿は市内の各所から望見でき、西条市の活力を表しているとも言えます。
- 土地利用規制については、工業専用地域に該当しており、あらゆる工場が建てられますが、住居は建てられません。

【課題】

- 工業地は、人工的で殺風景な印象を与えるため、緩衝緑地や公共空地をできる限り確保するなど、潤いと安らぎを与える景観の創出が必要です。
- 大規模な工場や工業施設が、隣接する住宅地景観に影響を与える可能性があります。



造船工場の巨大クレーン



あじさいロード



臨海部の工場設備

【景観形成方針】

工業系景観

「西条市の活力を示す、まとまりのある工業景観の形成」

- ・工業施設や工作物については、形態意匠を工夫することにより、西条市の活力を示すとともにまとまりのある工業地域の形成に努めます。

景観特性：都市の成り立ち

- ・住宅地に隣接する工業施設等は、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等に適切な配慮を促すことにより、落ち着いた居住環境を阻害しないよう努めます。

景観特性：生活

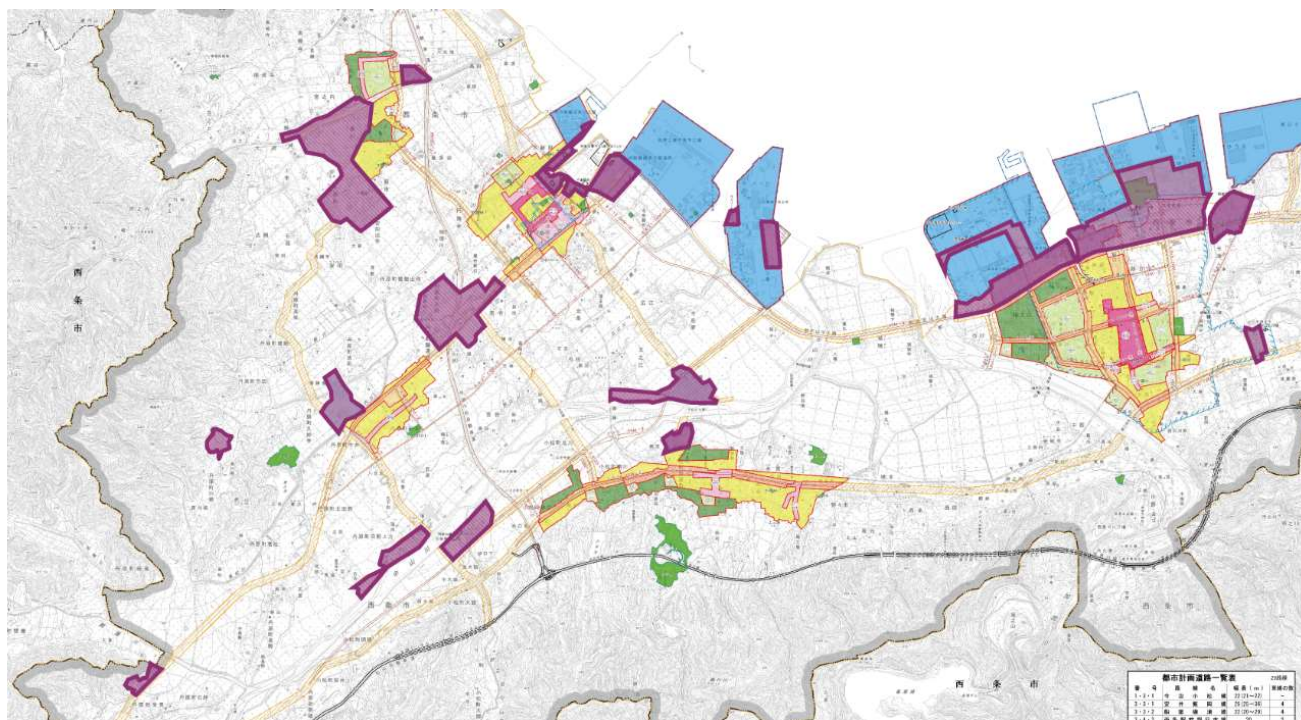
- ・外構部分、また敷地内の緑化を推進し、潤いを感じる景観の形成を図ります。

景観特性：生活

(5) 産業居住系景觀

産業居住系景觀

■対象範囲：工業地域、準工業地域、産業居住地区



凡 例



産業居住系景觀

【現状】

- ・臨海部付近、及び丹原鋳物団地、大明神川沿い等において、住宅地に隣接して工場等が立地し、住工が混在したまちなみが形成されています。
- ・東予丹原 IC 付近や西条地域の産業道路沿線等は土地利用が活発に進められ、沿道型の商業施設が比較的多く立地し、新たな都市景観を形成しています。
- ・土地利用規制については、工業地域、準工業地域、産業居住地区（準工業地域並みの用途規制）に該当しており、比較的大規模な店舗、工場、住居等が建てられます。

【課題】

- ・当該地域は用途規制上、住居系の建築物のほか、商業系や工業系用途の建築も可能であることから、良好な住宅地景観の保全について配慮を促すことが必要です。
- ・住宅地に隣接、混在する工業施設は、周囲の住宅地との調和や美観の維持について促す必要があります。
- ・大規模な商業施設は、当該地域の都市景観を構成する大きな要素であることから、周辺の建築物との連続性や調和について、配慮を促す必要があります。
- ・幹線道路の沿道の商業施設では、屋外広告物の無秩序化が見られます。



工場に隣接する住居



愛媛県鋁鉄鋳物工業団地



東予・丹原IC周辺

【景観形成方針】

産業居住系景観

「幅広い土地利用と落ち着きのある生活景観の両立」

- ・大規模な商業施設等については、周辺の景観に与える影響が大きいことから、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等に適切な配慮を促すことにより、周辺と調和した景観形成を図ります。

景観特性：生活、歴史・文化、自然

- ・工業施設については、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩、緑化等に適切な配慮を促すことにより、周辺の落ち着きのある居住環境を阻害しないよう努めます。

景観特性：生活

- ・幹線道路沿線については、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等について適切な配慮を促すことにより、周辺の建築物との連続性の形成を意識し、道路利用者にとって快適な、にぎわいの中にも一定の秩序を持たせた景観の形成を図ります。

景観特性：都市の成り立ち

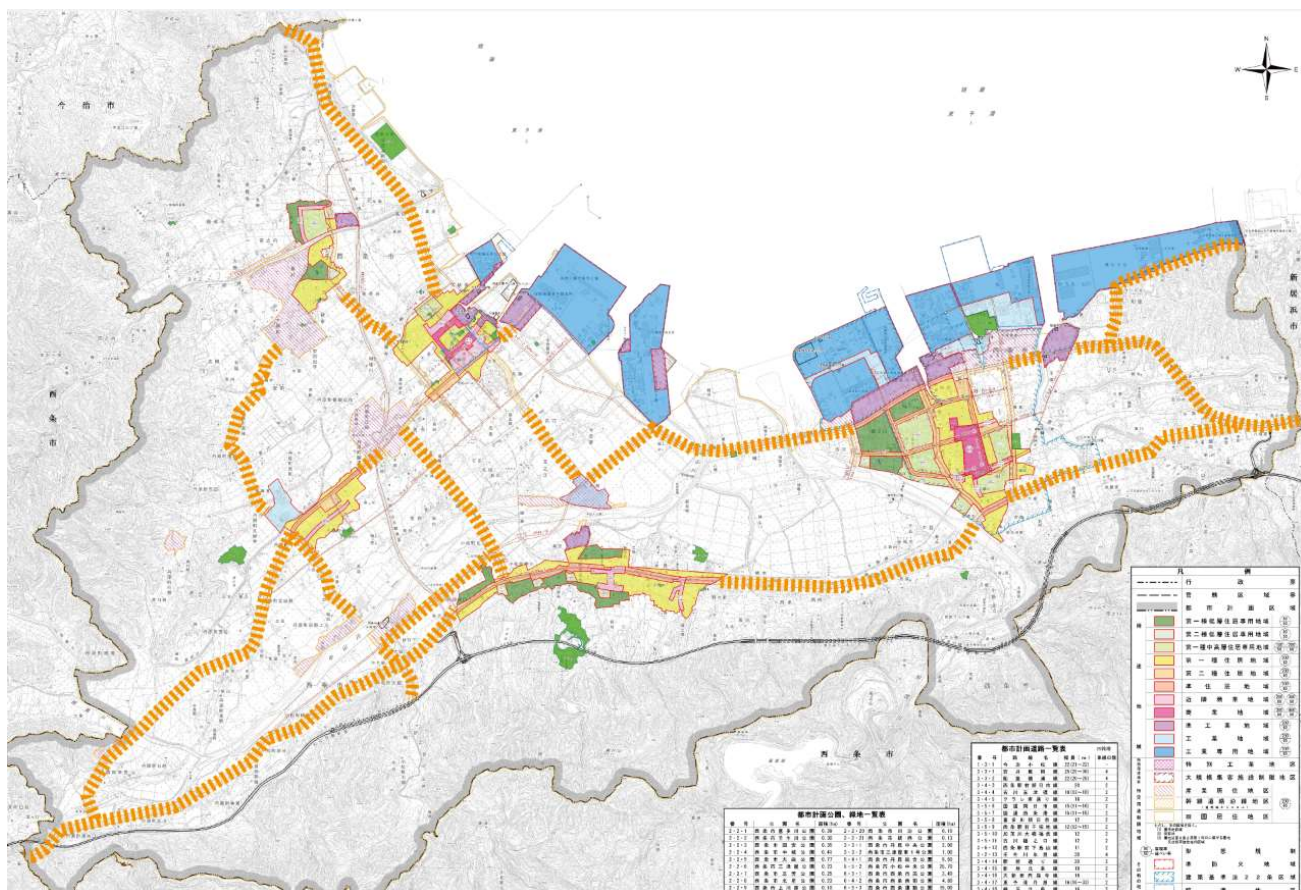
- ・むき出しの資材等を雑然と保管し、眺望景観を阻害しないよう配慮を促します。

景観特性：生活

(6) 幹線道路沿線系景観

幹線道路沿線系景観

■対象範囲：幹線道路沿線地区のうち、他の類型区分に該当しない範囲



凡 例

||||| 幹線道路沿線系景観

【現状】

- 国道11号、国道196号、主要地方道壬生川新居浜野田線は交通量も多く、都市間、拠点間を結ぶ主要な交通軸になっています。
- 幹線道路沿線は、良好な山なみや田園風景を眺望できる視点場となっています。
- 近年は、比較的大規模な商業施設やコンビニエンスストアの立地がところどころに見られます。
- 土地利用規制については、幹線道路沿線地区（準住居地域並みの用途規制）に該当しており、比較的大規模な店舗等が建てられます。

【課題】

- 幹線道路沿線に商業施設等が立地することにより山なみや田園風景等の眺望が阻害される懸念があります。
- 幹線道路は市内を広範囲に縦横断しており、かつ比較的土地利用規制が緩やかであることから、商業施設等が既存の良好な住居地景観や歴史・文化的景観に配慮することなく建築されることで大きな影響を与える懸念があります。



国道196号



国道11号(中川地区付近)



国道11号(石鎚神社付近)

【景観形成方針】

幹線道路沿線系景観

「隣接地域の良好な景観や山なみの眺望に配慮した
幹線道路沿線の景観形成」

- ・ 幹線道路沿線については、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等について適切な配慮を促すことにより、周辺の建築物との連続性の形成を意識し、道路利用者にとって快適な、にぎわいの中にも一定の秩序を持たせた景観の形成を図ります。

景観特性：都市の成り立ち

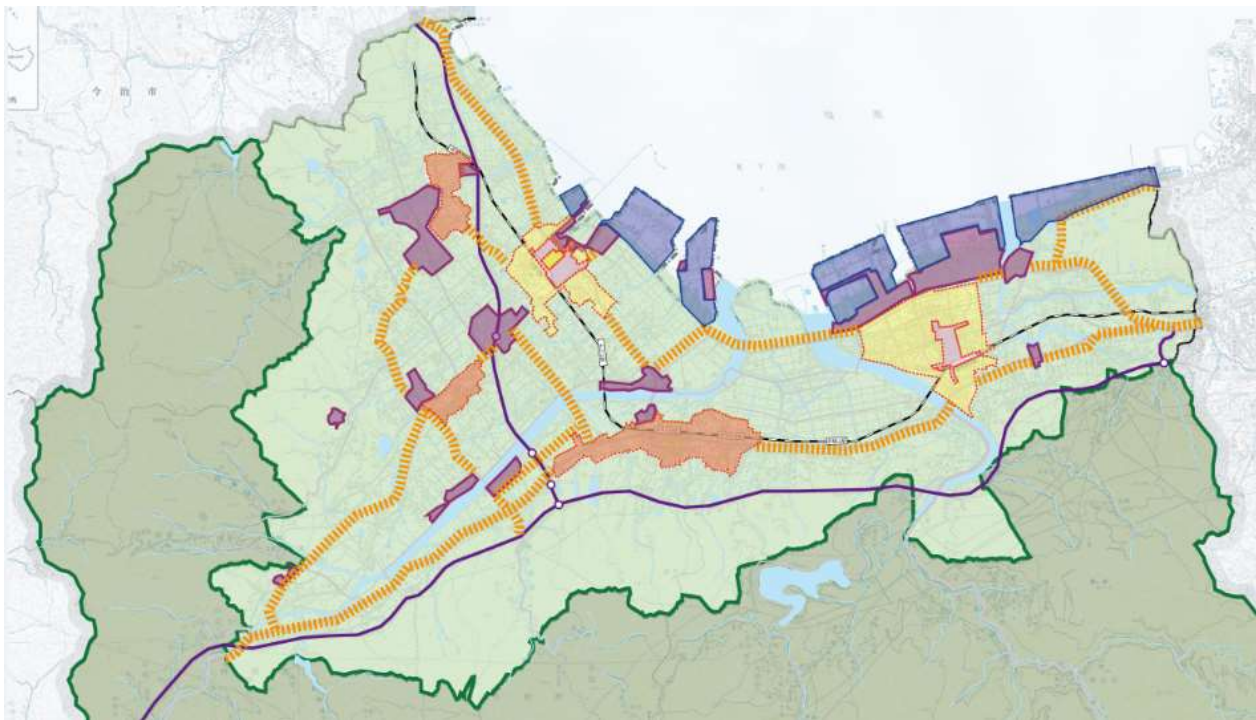
- ・ 大規模な商業施設等については、周辺の景観に与える影響が大きいことから、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等に適切な配慮を促すことにより、周辺の自然景観、山なみ眺望、集落景観、歴史・文化的景観を阻害しないよう努めます。

景観特性：生活、歴史・文化、自然

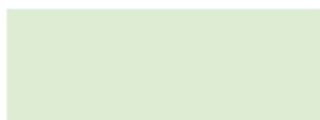
(7) 田園居住系景観

田園居住系景観

■対象範囲：都市計画区域のうち、他の類型区部に該当しない範囲



凡 例



田園居住系景観

【現状】

- ・里山、集落、ほ場で構成される田園居住系景観は、農業の営みによって培われてきた、郷土西条のイメージをつくる景観のひとつです。また、本市の豊かな食を支え、地域経済をけん引し、集落コミュニティを形成する等の役割も担っています。
- ・里山や水域では農業生産活動等とともに多様な生物の生息環境が備わっています。
- ・集落をとりまく田園景観は、四季の変化により様々な営農景観を創り出しています。
- ・丹原地域の扇状地においては果樹栽培が盛んに営まれ市の内外からの観光客で賑わっています。夏季はスプリンクラーで果樹園に散水(畑地灌水)を実施しており、特徴的な営農景観が見られます。
- ・当該地域では、各所では場整備が実施されており、経営耕地面積四国一を誇る良好な田園風景が広がっています。
- ・山麓地域や西部の大明神川上流域では、棚田に代表される立体的な田園風景も見られ、背後の山なみと調和した景観を構成しています。
- ・山麓地域には大小のため池が点在しており、水利にまつわる先人の営みを伝えるとともに、身近な親水景観を形成しています。
- ・山麓地域に立地する寺社や公共施設等は、平野部や瀬戸内海までも見通すことのできる良好な視点場となっています。
- ・山麓地域の集落については、平野部からの眺望対象として、背後の山なみと調和した景観を形成しています。
- ・土地利用規制については主に田園居住地区（第一種住居地域並みの用途規制）に該当し、住居は建てられますが、店舗等は床面積 3,000 m²以上のものは建てられません。



田園風景と山麓部の集落景観



丹原の観光農園



畑地灌水の風景

【課題】

- ・農業の担い手不足による、耕作放棄地の拡大や、鳥獣被害の増加が問題になっており、良好な営農景観の保全が求められています。
- ・田園居住景観は、田畑や民家、水辺に加えて背後の山なみが一体となって景観を構成していることから、それぞれが調和した景観を保全する必要があります。
- ・社会環境の変化とともに良好な集落景観を形成していた伝統的な農家住宅が少なくなり、一方で不調和な色彩の住宅も散見されます。

【景観形成方針】

田園居住系景観

「豊かな田園と落ち着きのある集落が調和した景観形成」

- ・うちぬき、ため池、泉、河川等の、生活に欠かせない水資源への理解を深め、適切に保全・活用することで、豊かな水の景観形成を図ります。

景観特性：水の都、生活、自然

- ・住宅については、自然素材を用いた塀や生垣の推奨、また建築物等の配置・形態意匠・色彩等に適切な配慮を促すことにより、周囲の自然や田園風景と調和した、落ち着きのある集落景観の形成を図ります。

景観特性：生活

- ・良好な田園風景が広がる地域については、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等について適切な配慮を促すことにより、景観の保全を図ります。

景観特性：生活

- ・棚田の保全等、特徴的な営農景観を保全する地域の自主的な取り組みを支援します。

景観特性：生活

- ・活気のある営農景観の保全のため、耕作放棄地の解消に努めます。

景観特性：生活

- ・地域の寺社、古民家、文化財等の歴史・文化的資源が形成する景観の保全に努めます。

景観特性：歴史・文化

- ・多様な在来生物の生育環境を保全するため、地域や環境活動団体等の参画を促します。

景観特性：自然

- ・山麓地域について、鉄塔等の工作物の配置や色彩に配慮を促し、平地からの眺望景観の向上を図ります。

景観特性：自然

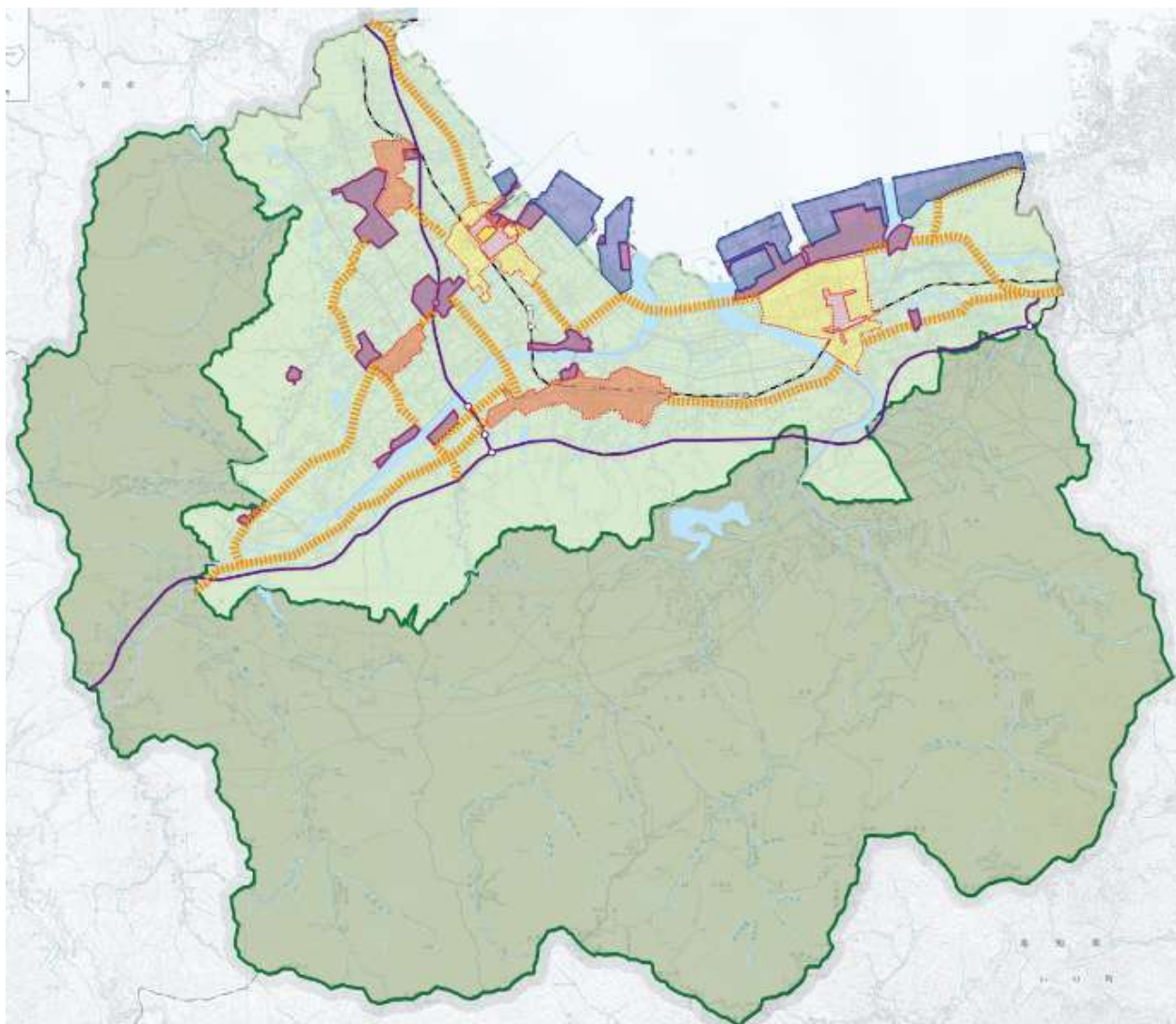
- ・山麓部に立地する寺社をはじめとした視点場について、平野部や瀬戸内海への眺望環境の整備を推進し、また眺望を阻害する要因を取り除くよう努めます。

景観特性：自然

(8) 山林系景觀

山林系景觀

■対象範囲：都市計画区域外



凡 例



山林系景觀

【現状】

- 石鎚山系をはじめとした山なみは、四季を通じて様々な表情を見せ、かつ市内の様々な位置から眺望できることから、多くの市民にとって郷土を象徴する景観となっています。
- 石鎚山系や高縄山系の山林は、西条市の宝である水資源を涵養する場であり、水の都のブランドイメージの源となっています。
- 石鎚山は山岳信仰の対象でもあり、市内各所の、四国霊場八十八箇所を含む寺社とも強い文化的な結びつきがあります。石鎚山の眺望は、自然景観であるのみならず歴史・文化的景観としても重要な意味を持っていると言えます。
- 石鎚スキー場、石鎚ふれあいの里等の観光施設を有しており、多くの観光客が豊かな自然環境に触れ合うことができます。
- 石鎚山については、国立公園に準する優れた自然の風景地として、国定公園として指定されています。
- 石鎚山系について、西条市、久万高原町、いの町、大川村は石鎚山系連携事業協議会を設立し、利用者の満足度を向上させる一方、石鎚山系を持続可能な資源とするため、各種事業を実施しています。
- 愛媛県のサイクリング事業の効果により、サイクリング愛好家の利用が増加しています。
- 西条市中野を起点として高知県までを結び、国道194号線が存在します。四国のほぼ中央に位置し、西条市と高知県を結ぶ交流軸でもあります。当該道路は市民団体より862本の桜が寄贈されており桜街道と呼ばれています。
- 中野乙地区から石鎚登山ロープウェイ付近まで県道12号西条久万線により繋がれています。沿線には黒瀬湖、ふれあいの里等が位置し、様々な自然景観が楽しめる視点場になっています。
- 当該地域の国道11号沿線は桜三里と呼ばれ、1800本の桜が立ち並んでいます。
- 土地利用規制については都市計画区域外に該当し、都市としての整備が想定されていない区域です。



石鎚山系の眺望



瓶ヶ森



県道12号 西条久万線

【課題】

- 水の都のブランドイメージを維持するために、水源を涵養する山林の適切な保全が必要です。
- 自然林の減少や産業構造の変化による林業の低迷により、山林の維持管理が難しくなっています。
- 登山者の増加によるオーバーユースにより良好な自然環境が損なわれる恐れがあります。
- 山間部などではゴミの不法投棄が目立ってきています。環境指導員によるパトロールなど、防止に努めていますが、新たな対策を講じる必要があります。
- 土石の採取により山肌が削られ、山なみの景観が損なわれているところも見られます。
- 石鎚山系では、災害の影響が残るなど、自然景観が損なわれているところも見られます。
- 当該地域（里山含む）では過疎・高齢化が特に深刻であり、耕作放棄地が拡大するとともに鳥獣被害の増加や、集落の運営にも支障が生じています。

【景観形成方針】

山林系景観

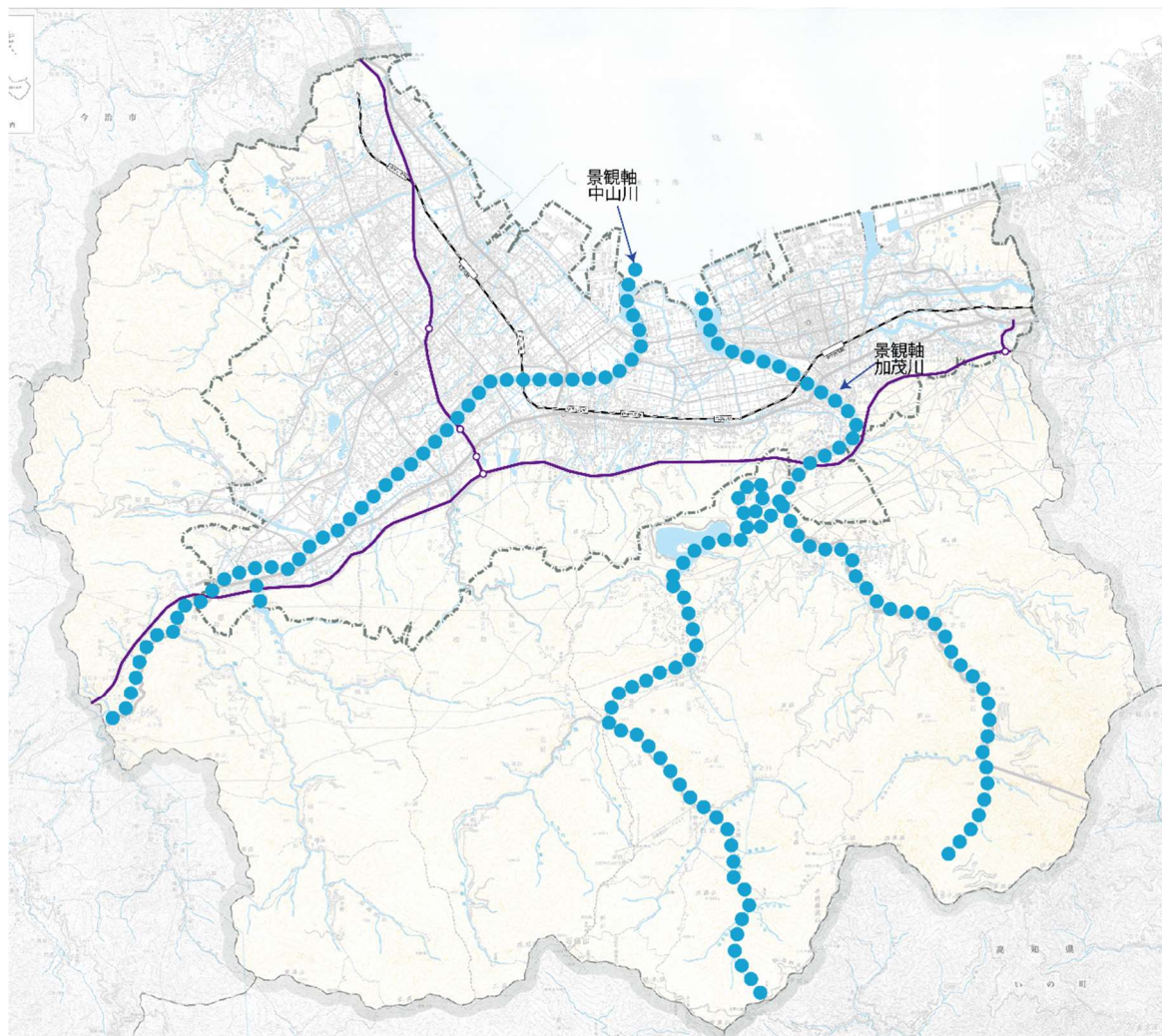
「西条市の景観資源の源となる、石鎚山をはじめとした自然景観の保全」

- 水源流域の水源涵養機能や、多様な在来生物の生育環境を保全するため、適切な森林管理に努めます。
景観特性：水の都、自然
- 市民協働による美化活動を推進し、自然環境の保全に努めます。
景観特性：生活、自然
- トレッキングなどのレクリエーション機能や自然学習の場など森とのふれあいの場の整備に努めます。
景観特性：生活、自然
- 住宅については、自然素材を用いた塀や生垣の推奨、また建築物等の配置・形態意匠・色彩等に適切な配慮を促すことにより、周囲の自然や田園風景と調和した、落ち着いたある集落景観の形成を図ります。
景観特性：生活
- 良好な自然景観が広がる地域については、屋外広告物や建築物等の配置・形態意匠・色彩等について適切な配慮を促すことにより、景観の保全を図ります。
景観特性：生活、自然
- 棚田の保全等、特徴的な営農景観を保全する地域の自主的な取り組みを支援します。
景観特性：生活
- 活気のある営農景観の保全のため、耕作放棄地の解消に努めます。景観特性：生活・地域の寺社、古民家、文化財、遍路道等の歴史・文化的資源が形成する景観の保全に努めます
景観特性：歴史・文化
- 平野部や瀬戸内海を見下ろす視点場について、眺望環境の整備を推進し、また眺望を阻害する要因を取り除くよう努めます。
景観特性：自然
- 主要道路沿線については、桜など樹木や雑木等の維持管理に努め、沿道空間の良好な視界の確保と、美しい沿道景観の形成を図ります。
景観特性：自然
- 鉄塔等の工作物の配置や色彩に配慮を促し、平地からの眺望景観の向上を図ります。
景観特性：自然
- 石鎚山をはじめとした、観光施設や案内標識について、周辺の自然環境に配慮したデザインを検討します。
景観特性：生活

(9) 景観軸

■対象範囲

景観軸の対象範囲は下図のとおりとします。



加茂川

【現状】

- 加茂川は石鎚山系を源流とし、禎瑞にて瀬戸内海に注いでいます。流長は28.387km、流域面積191.8km²で県内有数の二級河川です。
- 加茂川流域は、「うちぬき」に代表される地下水を涵養する場となっています。
- 加茂川上流ではアマゴなど清流を好む魚が見られます。河口は県内最大の河口干潟を形成しており、180種ほどの底生生物が確認されているほか、ヘラサギ、スグロカモメ等の貴重な野鳥も羽を休めています。このように上流から下流まで、多様な自然的景観が備わっています。
- 武丈公園付近では春の花見、夏の川遊び、秋のいもたき、西条まつりの川入り等が催されており、市の内外から人々が集う憩いの場となっています。
- 黒瀬ダムの貯水池には公園があり、春は桜の名所、冬はトモエガモやオシドリ等の渡り鳥の越冬地として様々な表情を見せています。
- 止呂峡、三碧峡をはじめとした渓谷では、四季折々の自然景観が見られます。
- 水都橋、古川橋、また河川敷や河川沿線の道路は石鎚山を眺望する良好な視点場です。

【課題】

- 下流の堰、堤の設置により、魚類、甲殻類の遡上が妨げられています。
- 河床の上昇により表流水が減少し、水生生物の生息に影響を与えています。
- オオクチバス等の外来魚類やオオキンケイギク等の外来植物により在来種の生息が脅かされています。



加茂川の干潟



加茂川での鮎漁



西条まつりの川入り

【景観形成方針】

加茂川

「多様な自然環境と人々の営みが調和した水辺の景観の保全」

- ・うちぬきの水源となる自然環境について、市民協働によりこれを維持し、水辺と緑の保全に努めます。

景観特性：水の都

- ・武丈公園周辺については、花見、川遊び、いもたき、西条まつり等のシーンに配慮し、より快適な眺望環境の整備や自然景観の形成を図ります。

景観特性：水の都、生活、自然

- ・上流から下流域の多種多様な自然に合わせて、親水性並びに在来生物の生息域の環境保全に努めます。

景観特性：水の都、自然

- ・橋、河川敷、河川沿線の道路からの良好な山なみや自然環境の眺望環境について、保全・整備に努めます。

景観特性：自然

- ・加茂川河口干潟について、周囲の自然景観や生物等を観察できる視点場の整備について検討します。

景観特性：自然

中山川

【現状】

- 中山川は石鎚山系の青滝山の北方を源流として、鞍瀬川、志河川、関屋川等の支流と合流しながら流れ、禎瑞にて瀬戸内海に注いでいます。流路延長は約 23 km、流域面積は約 196 km²の二級河川です。
- 丹原町来見地区の中山川左岸に、岸壁をノミと鎚（つち）で削って造られたかんがい用水路「劈巖透水路」が現存しています。
- 西南日本の中央構造線は、長野県諏訪湖付近から九州熊本県八代付近まで続く日本最大の断層です。丹原町湯谷口ではこの中央構造線の逆断層がきれいに露出しており、「衝上断層（しょうじょうだんそう）」と呼ばれています。
- 堂ヶ森に源流を発する鞍瀬川の渓谷は、清流、奇岩、断崖、滝などが見事で、四季折々に変化する渓谷美が訪れる人を楽しませます。またカワセミなど野鳥の宝庫でもあります。
- 中山川水系志河川には志河川ダムがあり、その周辺には公園が整備され気軽に訪れることのできる親水空間です。国道 11 号線からほど近い場所にあり車でのアクセスも容易です。
- 中山川大橋、吉田橋等また河川敷や河川沿線の道路は石鎚山を眺望する良好な視点場です。
- 吉田橋付近の河川敷では例年いもたきが行われています。

【課題】

- 下流の堰、堤の設置により、魚類、甲殻類の遡上が妨げられています。
- 河床の上昇により表流水が減少し、水生生物の生息に影響を与えています。
- オオクチバス等の外来魚類やオオキンケイギク等の外来植物により在来種の生息が脅かされています。
- 衝上断層や劈巖透水路の保存と河川の水域環境の保全が求められています。



衝上断層



中山川の渓谷



志河川ダム

【景観形成方針】

中山川

「多様な自然環境と人々の営みが調和した水辺の景観の保全」

- ・中山川は市民協働により、自然景観を保全し、親しみのある水辺と緑の保全に努めます。

景観特性：水の都

- ・劈巖透水路や衝上断層について市民協働により保全活動を行うとともに、より快適な眺望環境の整備を検討します。

景観特性：水の都、生活、自然

- ・上流から下流域の多種多様な自然に合わせて、親水性並びに在来生物の生息域の環境保全に努めます。

景観特性：水の都、自然

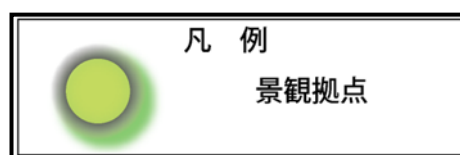
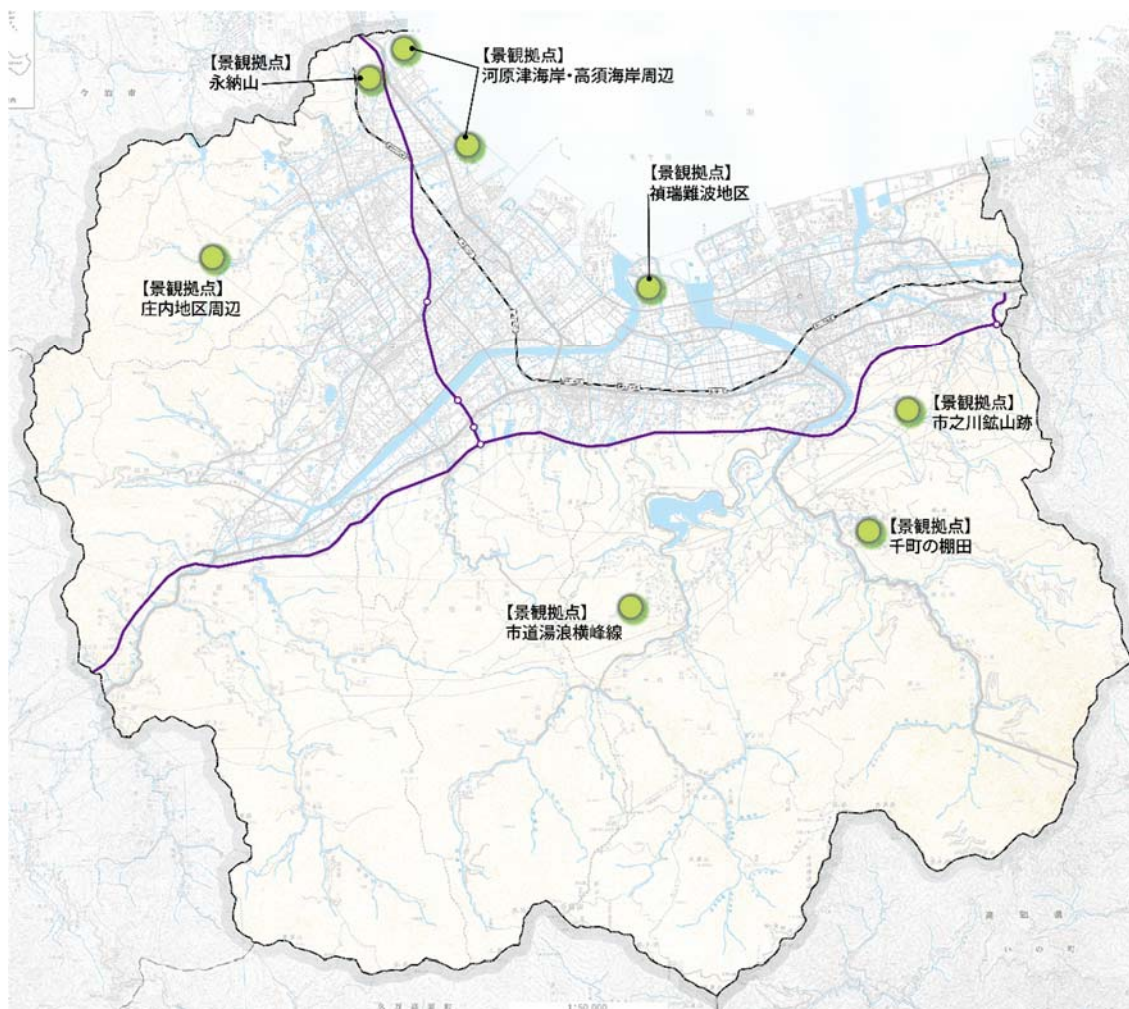
- ・橋、河川敷、河川沿線の道路からの良好な山なみや自然環境の眺望環境について、保全・整備に努めます。

景観特性：自然

(9) 景観拠点

■対象範囲

景観拠点の対象範囲は下図のとおりとします。



河原津海岸・高須海岸周辺

【現状】

- 河原津海岸は自然海岸の景勝地としてだけでなく、カブトガニの生息地としても知られており、愛媛県の天然記念物に指定されています。
- 河原津海岸は四国の水辺八十八箇所選ばれています。穏やかな遠浅の海と砂浜、干潟は、潮干狩りができる海岸として親しまれています。
- 高須海岸は大明神川と新川間に広がり、河口干潟と前浜干潟がつながった種類の干潟です。
- 河原津海岸、高須海岸ともに本市では希少な砂浜であり、ハマゴウやハマボス、ハマボウフウなど海浜性の植物が生育しています。

【課題】

- 海岸に流れ着いたゴミが海浜の景観を阻害しており、定期的な清掃活動が必要になっています。
- また、沿岸部の工業団地の造成や流れ込む河川環境の悪化などの影響で海域の水質悪化も懸念されています。



河原津海岸



カブトガニ



河原津海岸での潮干狩り

【景観形成方針】

河原津海岸・高須海岸周辺

「カブトガニをはじめとする貴重な生物が生育する自然景観の保全」

- ・自然海岸の景観について維持、保全に努めます。

景観特性：自然

- ・カブトガニ等の貴重な生物の生息環境の維持と海岸の自然環境の保全に努めます。

景観特性：自然

永納山

【現状】

- 永納山城跡は河原津・楠に所在する古代山城です。平成 17 年に国の史跡に指定されました。身近に古代歴史、文化を感じることができ、市民の散策コースにもなっています。
- 山頂から瀬戸内海、石鎚山系、道前平野などが一望できます。
- 平成 27 年度に策定した保存整備基本計画に基づき、永納山城跡の保存・整備事業を進めています。



永納山

【課題】

- 古代山城の貴重な史跡とその周辺整備に合わせて、一体的に保全することが求められています。



永納山から瀬戸内の眺望



永納山城の遺跡

【景観形成方針】

永納山

「歴史ある史跡の、周辺の景観資源と連携した保全・整備」

- ・市民協働により、里山の緑の保全を図ります。

景観特性：自然

- ・市民協働により、持続的な活用・維持管理を推進します。

景観特性：生活

- ・古代山城の史跡の保存と周辺との一体的な修景保全を図ります。

景観特性：歴史・文化

- ・周辺の自然環境や、歴史・文化的資源を踏まえた、広域的な景観形成を図ります。

景観特性：歴史・文化、自然

- ・瀬戸内海、石鎚山系、道前平野等を眺望する視点場について眺望環境の整備を推進し、また眺望を阻害する要因を取り除くよう努めます。

景観特性：自然

- ・周囲の建築物等について永納山の山なみの眺望景観を阻害しないよう配慮を促します。

景観特性：自然

市道湯浪横峰線

【現状】

- 石鎚山東北部の深山星ヶ森に位置する四国霊場第60番札所であり、修験道の開祖役小角（えんのおづぬ）の開基と伝えられています。石鎚山を信仰の主体としており、空海ゆかりの地をめぐる四国遍路の中でも、きわめて重要な場所です。横峰寺境内では、毎年「おしゃかさん」の時期（5月連休の頃）に境内斜面一円のおしゃくなげが見事に咲き誇ります。
- 国指定名勝「星ヶ森」からは、加茂川の浸食した谷をはさんで、石鎚山を中心に右手に二ノ森、左手に成就社のある山々が展望でき、美しい眺望景観を形成しています。
- 「市道湯浪横峰線」は、小松町石鎚湯浪から四国霊場第60番札所横峰寺を経て小松町石鎚虎杖へと続く歩道となっています。古くから遍路道として親しまれており、一部が「伊予遍路道 横峰寺道」として国史跡となっています。横峰寺へは、加茂川沿いから上がる林道が昭和59年に開通し車でも登れるようになりましたが、現在も、湯浪横峰線を徒歩で登る人は多くいます。



四国霊場第60番札所横峰寺



星ヶ森から石鎚山の眺望

【課題】

- 湯浪横峰線は、市道として管理されてきましたが、大雨等による崩落や土砂崩れにより通行ができなくなることがあり、適切な維持管理が課題となっています。
- 災害による影響だけでなく、道沿いの除草などの日常的な管理、周辺の山林の管理も課題となっています。
- 「星ヶ森」からの良好な眺望景観を維持することが求められています。



湯浪横峰線の参道

【景観形成方針】

市道湯浪横峰線

「歴史的な風格と自然環境の調和に意識した遍路道の保全・整備」

- ・ 遍路道の維持管理と周辺の自然環境の一体的な保全を図ります。

景観特性：歴史・文化、自然

- ・ 星ヶ森の眺望景観について、建築物等に配慮を促し良好な眺望景観の保全を図ります。

景観特性：生活、歴史・文化、自然

千町の棚田

【現状】

- 千町集落の石積の千枚田は昭和 30 年代には、面積 65ha におよび 2,500 枚の石積千枚田があり、現在もその面影を残しています。
- 春には桜、新緑には緑の美しい風景を残しています。

【課題】

- 過疎化と高齢化により、営農の維持が難しくなり、昭和 30 年代の 65ha の千枚田は現在 1ha ほどに減少しており、営農の維持と景観の保全が求められています。
- 過疎化と高齢化の影響で、鳥獣被害が増加しており、生物生息環境の悪化を引き起こしています。
- 視点場に恵まれておらず、集落内からは大規模な棚田を一望することができません。



千町の千枚田



千町の石積



千町の棚田

【景観形成方針】

千町の棚田

「大規模な棚田での営農景観の保全と、その良好な視点場の確保」

- ・後継者不足や耕作放棄地等の問題について農業振興に係る施策と連携して対応し、営農景観の適切な維持・活用を図ります。

景観特性：生活
- ・住居等の建築については、建造物の形態意匠・色彩等への配慮等により、周囲と調和した集落景観の形成を図ります。

景観特性：生活
- ・石積みの棚田等の伝統的な営農景観について、市民協働により保全・活用に努めます。

景観特性：生活、自然
- ・里山の自然環境の保全を図ります。

景観特性：自然
- ・豊かな自然環境、石積みの棚田等を眺望する視点場の整備や、眺望を阻害する樹木の伐採等により良好な眺望環境の保全・整備を図ります。

景観特性：生活、自然

【現状】

- 本谷温泉は、「伊予の三湯」の一つと称され、古くからの名湯として伝えられています。近年、温泉施設がリニューアルされ、観光客や近隣住民にとって魅力が高まっています。
- 隣接地には日本庭園を思わせるつくりの本谷公園が整備されており、四季折々の自然風景や水遊びが楽しめます。
- 本谷温泉へ向かう大明神川沿線の道路からは、大明神川が形成した河岸段丘が広がっており、その地形と川石を利用して石積の畦で区画された田園風景が広範囲に見られます。また古くからの農家住宅も数多く残されており、田園風景と一体となった良好な集落景観が形成されています。
- 天川地区においては、地域住民が中心となり棚田の保存会を組織し、休耕田となった棚田でコスモスなど季節の花を咲かせ、良好な景観づくりを進めています。
- 当該地域には大明神川沿いに道前平野や瀬戸内海までが一望できるスポットが随所にあります。



本谷温泉



天川地区



庄内の棚田



大明神川上流

【課題】

- 近隣住民の憩いの場、来訪者の地域交流の場として、温泉郷の風情を残す施設の維持管理と周辺の自然の保全が求められます。
- 地域住民の高齢化が進み、営農の担い手育成が課題となっており、棚田の維持管理が行き届かなくなる懸念があります。
- 石積みの棚田が災害等で破損するたびに、コストや管理の都合からコンクリートの擁壁に置き換わっていく傾向にあり、特徴的な石積みの田園景観が失われつつあります。
- 大明神川の河川内では雑草が高く伸び、見る者に手入れが行き届いていない印象を与えます。
- 山なみ、棚田、大明神川が織りなす特徴的な田園風景や、瀬戸内海への眺望景観について、保全・整備が求められています。

【景観形成方針】

庄内地区周辺

「棚田をはじめとする地域の特徴的な資源を活かした、
来訪者に魅力が伝わる景観形成」

- ・本谷温泉を中心とした、温泉郷の風情を感じさせる修景と施設の保全を図ります。

景観特性：生活

- ・石積みの棚田等の伝統的な営農景観について、市民協働により保全・活用に努めます。

景観特性：生活、自然

- ・住居等の建築については、建造物の形態意匠・色彩等への配慮等により、周囲と調和した集落景観の形成を図ります。

景観特性：生活

- ・里山の自然環境の保全を図ります。

景観特性：自然

- ・豊かな自然環境、石積みの棚田、道前平野と瀬戸内海等を眺望する視点場の整備や、眺望を阻害する樹木の伐採等により、良好な眺望環境の保全・整備を図ります。

景観特性：生活、自然

市之川鉱山跡

【現状】

- ・市之川鉱山跡とは、市之川地区にある、国内最大級といわれた輝安鉱山の跡地です。鉱山としては珍しく市街地の近傍に位置します。
- ・歴史的にも古い鉱山で、江戸時代の初期からその存在を知られていました。さらに「続日本紀」には698年伊豫国からシロメおよびスズカネを朝廷に献上したことが記されています。シロメとはアンチモンのことを指し、断定はできませんが市之川鉱山のアンチモンではないかといわれています。
- ・千荷坑入口はコンクリートで塞がれていますが、原形をとどめています。
- ・市之川公民館内には鉱山資料室があり、近年リニューアルされています。

【課題】

- ・世界的に有名な鉱山でありながら、市内での知名度は比較的低く、鉱山の歴史・文化について認知度向上が求められています。
- ・当時の面影を残す建築物跡は草木に埋もれ、確認できない状態になっています。



市之川鉱山跡



市之川公民館

【景観形成方針】

市之川鉱山跡

「歴史ある産業遺産の価値を高める快適な景観形成」

- ・千荷坑入口の周辺地域について、当時の活力を感じさせる修景と施設の保全を図ります。

景観特性：都市の成り立ち、生活、歴史・文化

- ・世界的に有名な市之川鉱山の歴史や魅力について、市民の認知度の向上に努めます。

景観特性：都市の成り立ち、歴史・文化

禎瑞難波地区

【現状】

- ・難波地区は、江戸期の干拓事業により、海に近い末端部に広い遊水地や遊水を外に排出する樋門などが造られたことで、水に浮かんだような集落が形成され、水の都ベニスに似て美しい風景を残しています。
- ・荒神社、蛭子神社、南蛮樋など歴史・文化資源が多く残されており、名所めぐりウォーキングが行われているなど、地域に親しまれています。
- ・難波地区の南蛮樋は、江戸期には5か所ありましたが、現在は大石樋ひとつだけになり、貴重な土木遺産となっています。
- ・湾曲した堤防の外側にある平地に地域でクロッカークー場を作り、児童遊園に藤の木を植え、交流の場として利用しています。花の見ごろの時期には、多くの人が訪れ鑑賞しています。

【課題】

- ・難波地区の干拓の原風景となる、水郷と、水郷集落の保全が求められています。
- ・南蛮樋の大石樋、荒神社など干拓の歴史を物語る歴史・文化資源を保存することが求められています。



禎瑞難波地区



荒神社



禎瑞難波地区の芝桜

【景観形成方針】

禎瑞難波地区

「水と生活が一体となった、特徴的な水郷集落景観の保全」

- 水路や護岸の修景を行う一方で、住居等については形態意匠等に配慮を促し、遊水地と一体となった特徴的な集落景観の形成を図ります。

景観特性：生活

- 市民協働により周辺の農地を適切に維持し、良好な営農風景や集落景観の形成を図ります。

景観特性：生活

- 神社や土木遺産など歴史・文化資源の保存とその周辺景観の保全を図ります。

景観特性：歴史・文化

- 遊水池の水辺、藤の木の緑など地域の一体的な自然環境と生物生息域の保全を図り、自然の景観形成を進めます。

景観特性：自然

第5章 良好な景観形成のための行為の制限

1. 届出の対象行為（景観法第16条第1項、第7項）

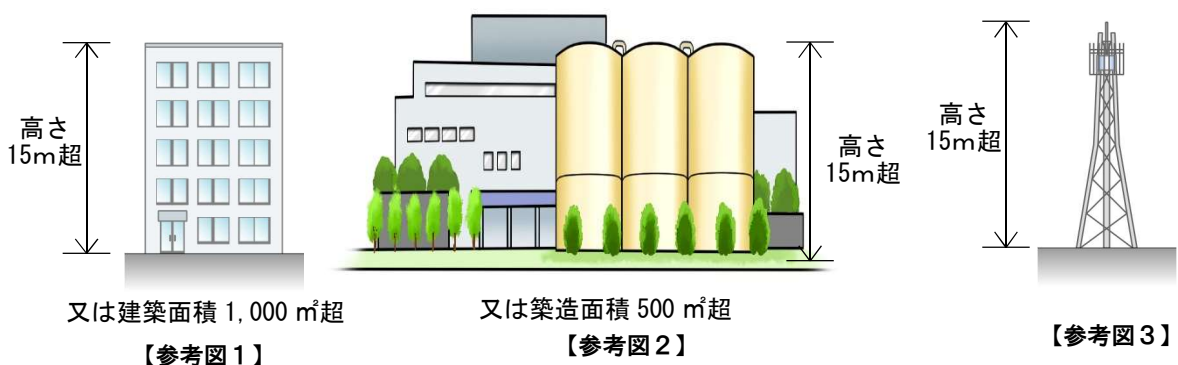
○届出の対象となる行為及び規模要件

景観形成の方針を踏まえ、良好な景観の保全・創出を図るため、景観に特に大きな影響を及ぼすと考えられる以下の行為及び規模を届出の対象とします。

届出の対象となる行為の種類			対象となる規模等
建築物	新築、増築、改築、移転（参考図1）		高さ15m又は建築面積1,000㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		当該行為に係る見付け面積が過半を超えるもの
工作物	新築、増築、改築、移転	プラント等（参考図2）	高さ15m又は築造面積500㎡を超えるもの
		鉄塔等（参考図3）	高さ15mを超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		当該行為に係る見付け面積の合計が15㎡を超えるもの
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		開発面積3,000㎡以上

※プラント等は、製造施設、貯蔵施設、自動車車庫、遊技施設、処理場等を示す。

※鉄塔等は、高圧線鉄塔、電波塔、煙突、柱等を示す。



2. 景観形成基準（行為の制限）

（1）共通事項

○該当する地域の景観形成方針を尊重し、周辺景観と調和した景観形成に努める。

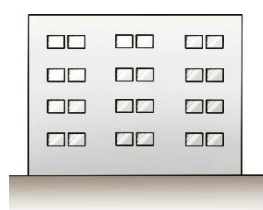
対象物	基準項目	景観形成基準											
建築物 工作物	形態意匠 →（2）	・長大な壁面は、圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。 ・屋上工作物や建築設備等は露出して設置することを極力避け、遮蔽物を設けるか、建築物と一体的なデザインとなるよう工夫する。 ・屋上工作物や建築設備等を含む建築物の頭頂部は、周囲の建築物と形成するスカイラインの連続性を乱さないよう、突出した形状を最小限にとどめるよう努める。											
	配置・高さ →（3）	・背景となる山なみや周囲の田園風景、生活景観、歴史・文化的景観の眺望を妨げないよう工夫する。 ・幹線道路沿線においては、開放的で見通しの良い景観形成のため、可能な限りセットバックを図る。 ・鉄塔等は山なみの眺望を妨げないよう、山の頂上に配置することを避ける等工夫する。											
	外構・緑化 →（4）	・周辺の景観との調和のため、ブロック塀等の無機質な素材は避け、生垣による外構の緑化に努める。また塀等を設置する場合は自然素材の利用に努める。 ・道路に面する場所は花木等による緑化に努める。 ・平面駐車場等は、敷地周辺（駐車場出入口を除く）の緑化等による目隠しに努める。 ・機械式駐車場等で外壁がないものは、構造物の露出を避け、敷地周辺（駐車場出入口を除く）の緑化等により目隠しに努める。											
	色彩 →（5）	・屋根及び外壁は、周囲の景観との調和を意識し、高彩度のコーポレートカラー等を全面に配色することは極力避け、落ち着いた色彩を基調とする。 ・屋上工作物や建築設備等は、建築物と一体的な色彩となるよう努める。 ・プラント等の工作物は、周囲の景観との調和を意識し、落ち着いた色彩を基調とする。 □建築物及び工作物の色彩 建築物及び工作物の外観の色彩は、以下の表のとおりとする。ただし、建築物もしくは工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または、建築物もしくは工作物の見付面積が15㎡未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩についてはこの限りではない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td><td>制限なし</td><td>4以下とする</td></tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td><td>制限なし</td><td>6以下とする</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>制限なし</td><td>2以下とする</td></tr> </tbody> </table> ※色彩の基準は日本工業規格Z8721に定めるマンセル値による。	色相	明度	彩度	0.1R～10R	制限なし	4以下とする	0.1YR～5Y	制限なし	6以下とする	その他	制限なし
色相	明度	彩度											
0.1R～10R	制限なし	4以下とする											
0.1YR～5Y	制限なし	6以下とする											
その他	制限なし	2以下とする											

開発行為 →(6)	・開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないよう工夫する。 ・擁壁及び法面は必要最小限の規模にとどめるよう努める。 ・斜面における土地の形状の変更について、本来の地形を活かすよう努める。 ・造成後の斜面や法面については緑化等に努め、むき出しの地面が公共の道路等から見えないよう工夫する。 ・樹木の伐採は必要最小限にとどめる。特に敷地内に樹姿、樹勢に優れた樹木がある場合は、これを修景に活かすよう努める。
--------------	---

(2) 形態意匠

景観形成基準－1

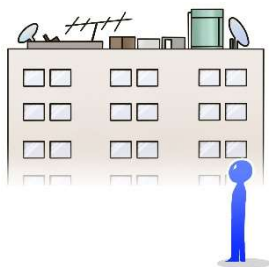
○長大な壁面は、圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。



大壁面は形状や色調に変化を持たせることで壁面の分節化を図り、圧迫感を軽減。

景観形成基準－2

○屋上工作物や建築設備等は露出して設置することを極力避け、遮蔽物を設けるか、建築物と一体的なデザインとなるよう工夫する。



屋上工作物等を建物と一体的なデザインによるルーバー等で隠した修景。

景観形成基準－3

○屋上工作物や建築設備等を含む建築物の頭頂部は、周囲の建築物と形成するスカイラインの連続性を乱さないよう、突出した形状を最小限にとどめるよう努める。



屋上工作物に突出した形状のものを避け、スカイラインの連続性に配慮する。

(3) 配置・高さ

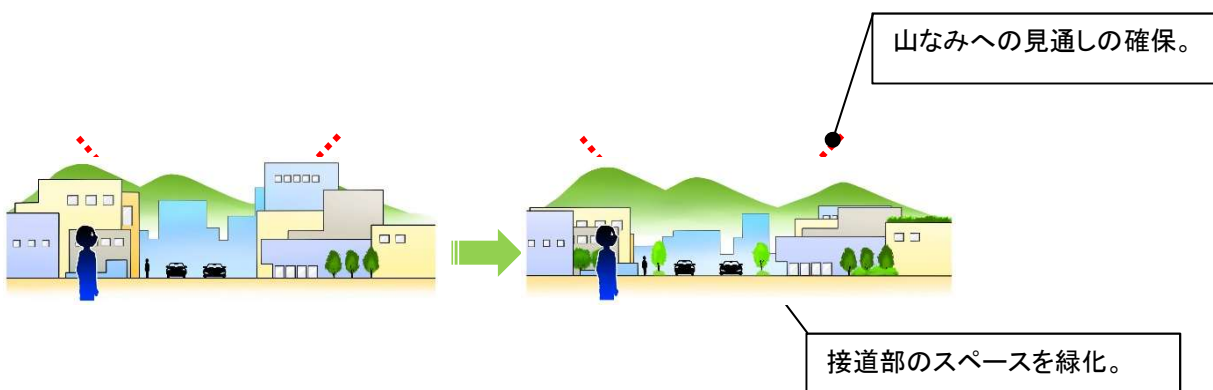
景観形成基準－1

○背景となる山なみや周囲の田園風景、生活景観、歴史・文化的景観の眺望を妨げないように工夫する。



景観形成基準－2

○幹線道路沿線においては、開放的で見通しの良い景観形成のため、可能な限りセットバックを図る。



景観形成基準－3

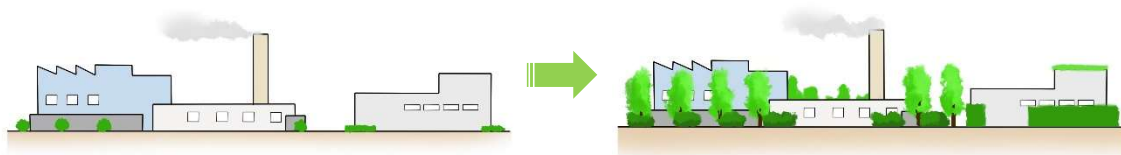
○鉄塔等は山なみの眺望を妨げないように、山の頂上に配置することを避ける等工夫する。



(4) 外構・緑化

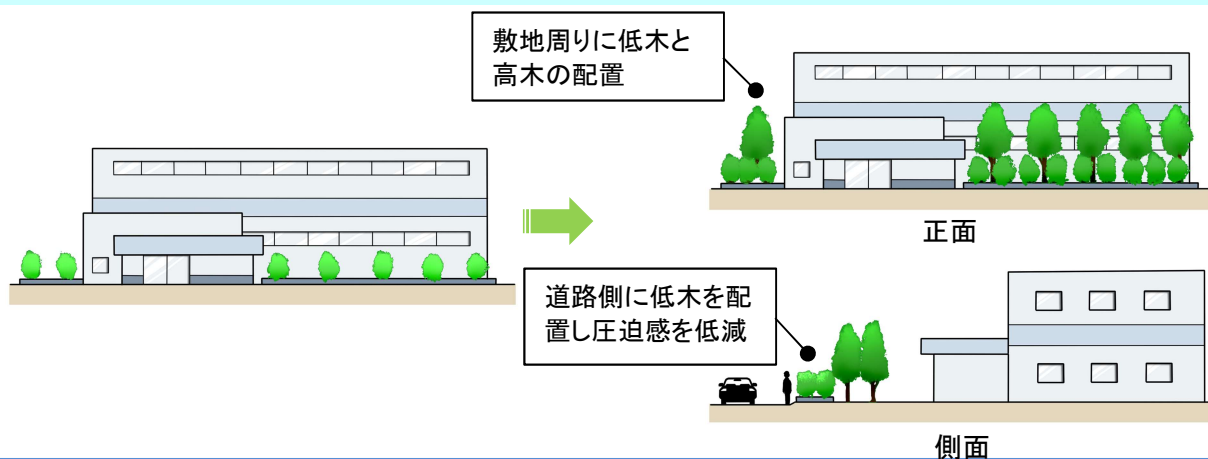
景観形成基準－1

○周辺の景観との調和のため、ブロック塀等の無機質な素材は避け、生垣による外構の緑化に努める。また塀等を設置する場合は自然素材の利用に努める。



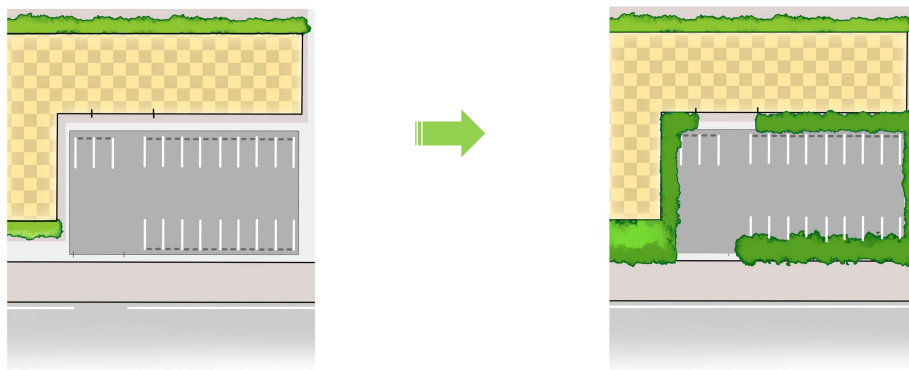
景観形成基準－2

○道路に面する場所は花木等による緑化に努める。



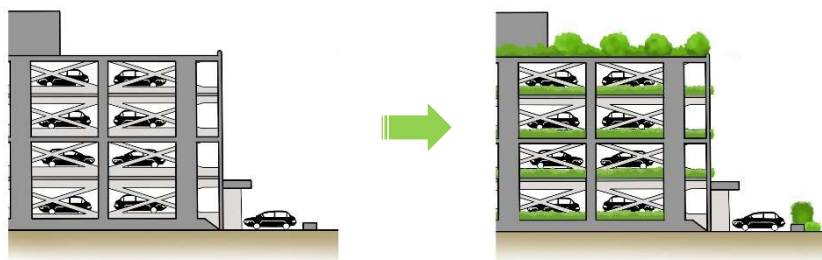
景観形成基準－3

○平面駐車場等は、敷地周辺（駐車場出入口を除く）の緑化等による目隠しに努める。



景観形成基準－4

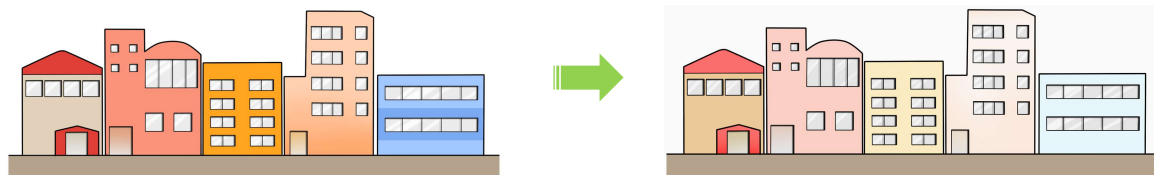
○機械式駐車場等で外壁がないものは、構造物の露出を避け、敷地周辺（駐車場出入口を除く）の緑化等により目隠しに努める。



(5) 色彩

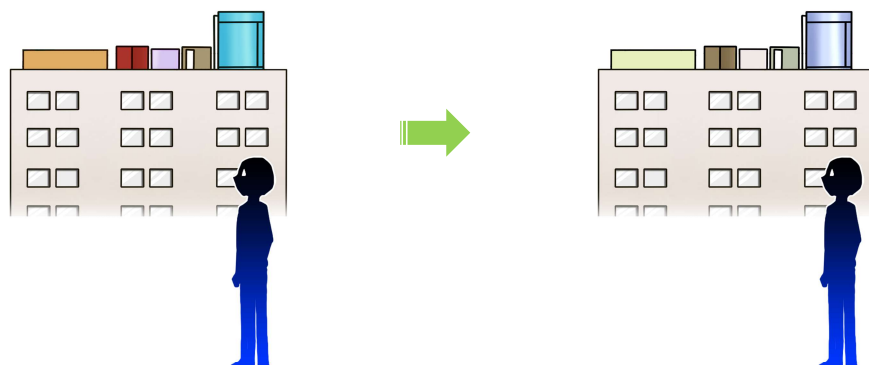
景観形成基準－1

○屋根及び外壁は、周囲の景観との調和を意識し、高彩度のコーポレートカラー等を全面に配色することは極力避け、落ち着いた色彩を基調とする。



景観形成基準－2

○屋上工作物や建築設備等は、建築物と一体的な色彩となるよう努める。



景観形成基準－3

○プラント等の工作物は、周囲の景観との調和を意識し、落ち着いた色彩を基調とする。



□建築物及び工作物の色彩

建築物及び工作物の外観の色彩は、以下の表のとおりとする。ただし、建築物もしくは工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または、建築物もしくは工作物の見付面積が15㎡未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩についてはこの限りではない。

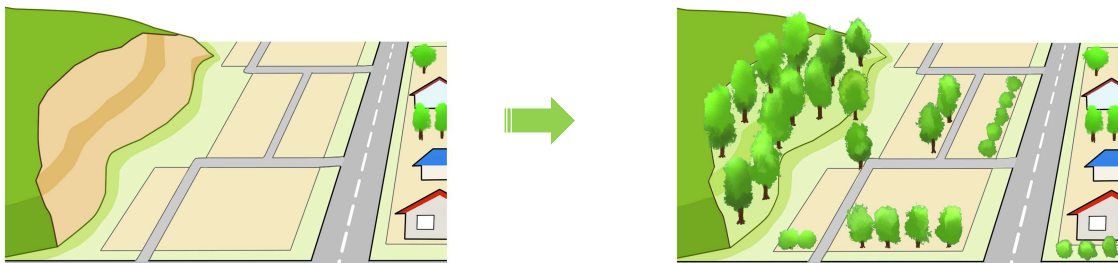
色相	明度	彩度
0.1R～10R	制限なし	4以下とする
0.1YR～5Y	制限なし	6以下とする
その他	制限なし	2以下とする

※色彩の基準は日本工業規格Z8721に定めるマンセル値による。

(6) 開発行為

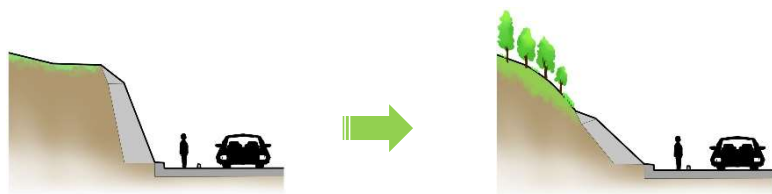
景観形成基準－1

○開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないよう工夫する。



景観形成基準－2

○擁壁及び法面は必要最小限の規模にとどめるよう努める。

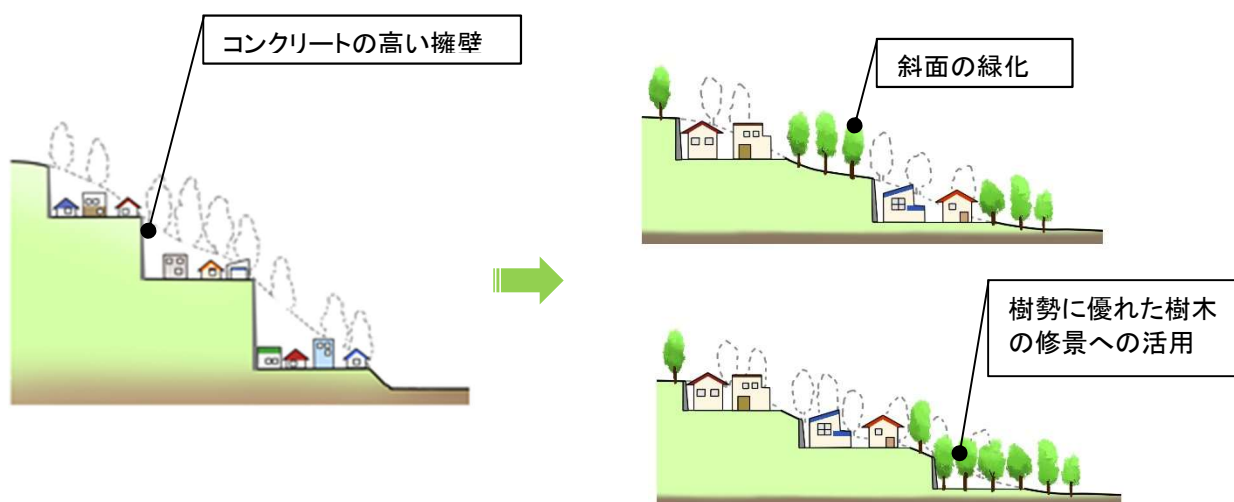


景観形成基準－3

○斜面における土地の形状の変更について、本来の地形を活かすよう努める。

○造成後の斜面や法面については緑化等に努め、むき出しの地面が公共の道路等から見えないよう工夫する。

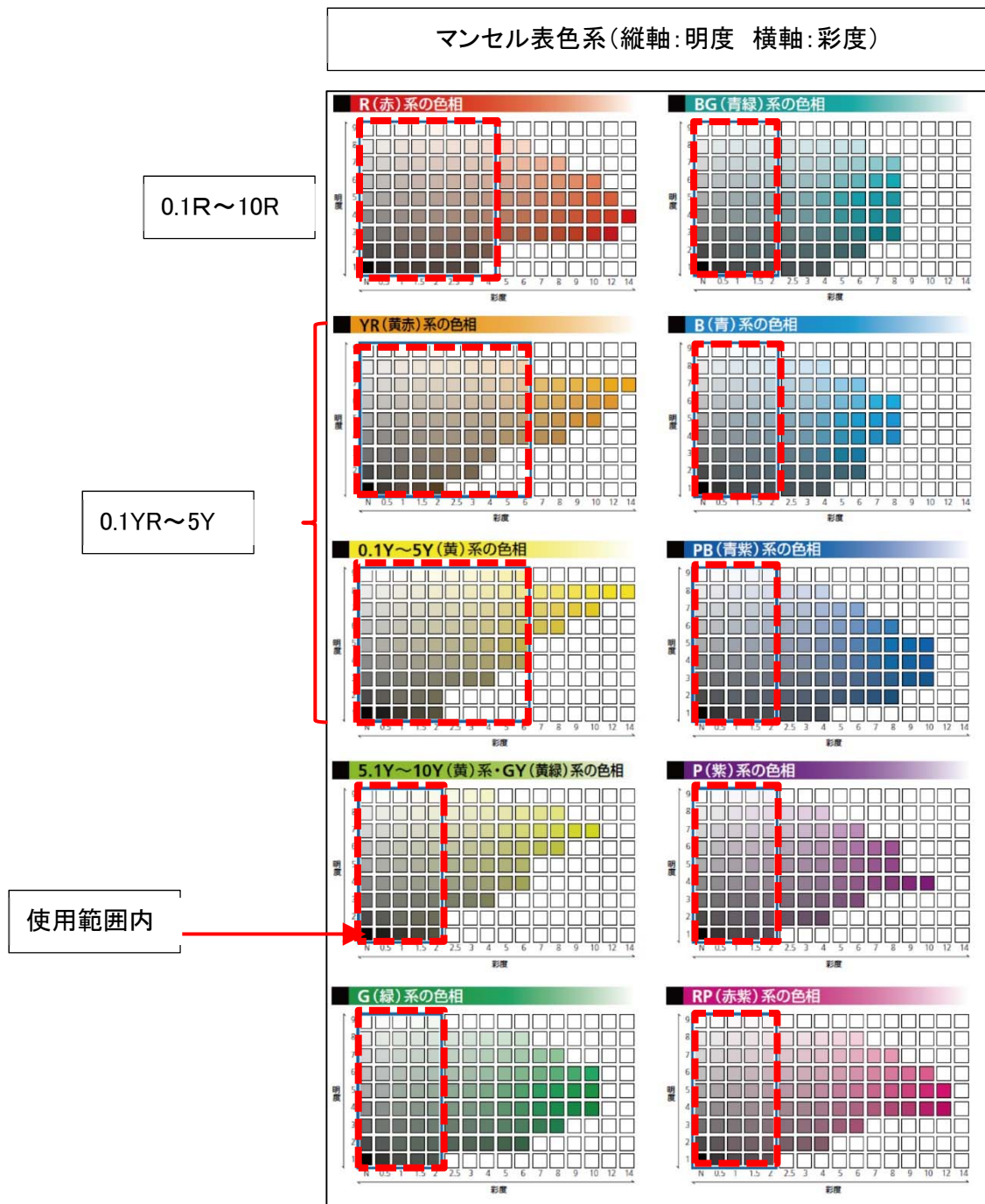
○樹木の伐採は必要最小限にとどめる。特に敷地内に樹姿、樹勢に優れた樹木がある場合は、これを修景に活かすよう努める。



(7) 色彩の設定について

(色彩について)

市内の建築物等の色彩についてマンセル表色系に基づき現況を調査したところ、その多くが下記に示す範囲に分布していることが分かりました。一部この範囲に収まらない建築物等も存在しますが、やはりその建物は周辺景観に比較して突出して明るくなっています。このことから、周辺景観へ調和するための色彩の基準を下記の範囲に決めました。



マンセル表色系による色彩の表し方

「マンセル表色系」では、ある色彩を「色相（色合い）」「明度（明るさ）」「彩度（鮮やかさ）」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

（1）色相

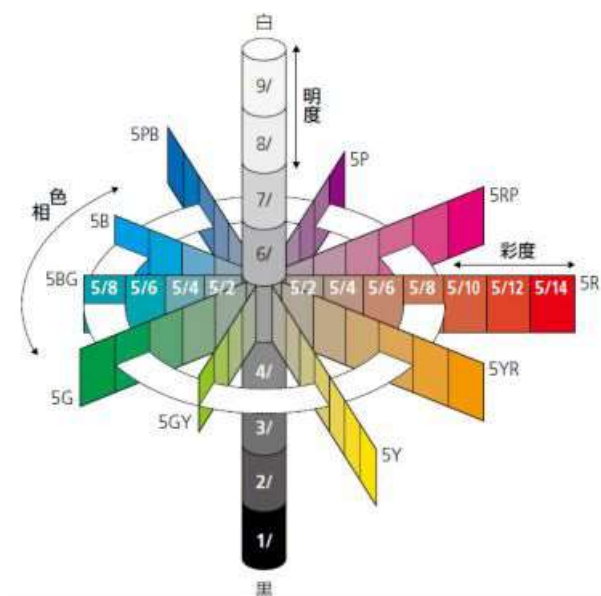
色相は、色合いを表します。10 色の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字を取ったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0 から10 までの数字を組み合わせ、10R や5Y などのように表します。

（2）明度

明度は、明るさを0 から10 までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10 に近くなります。

（3）彩度

彩度は、鮮やかさを0 から14 程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0 になります。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14 程度、青緑や青などは8 程度です。



（4）マンセル値

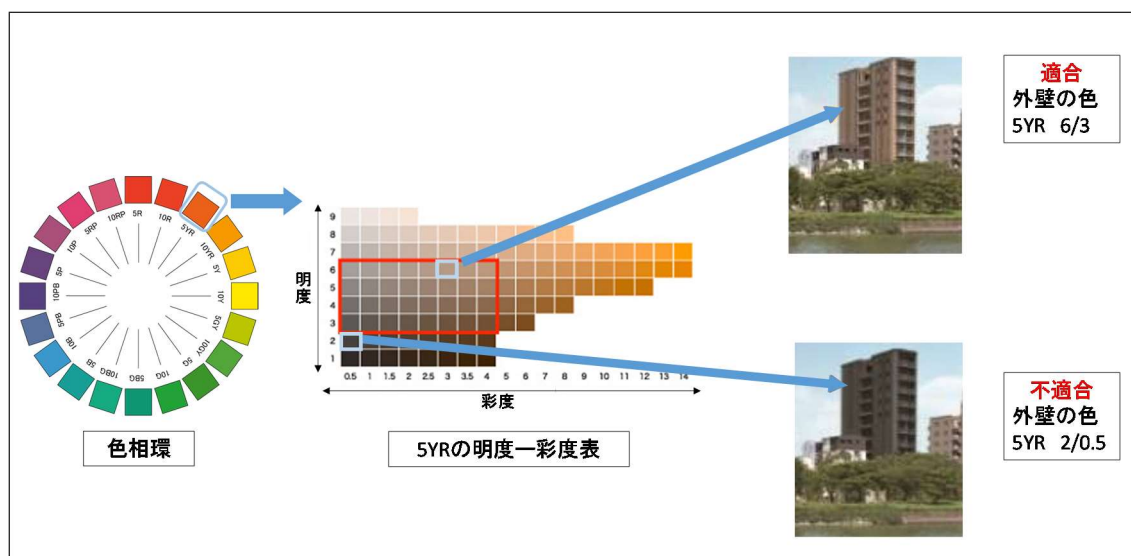
マンセル値は、これらの3つの属性を組み合わせる記号です。

●マンセル値の表示例

ごあーる	よん の じゅう
5R	4/10
色相	明度 彩度

(5) マンセル基調色の基準例（外壁）

それぞれの色相毎に、明度と彩度の分布があります。周辺のまちなみから突出するような色を避け、調和が保たれるように、色の範囲を設定します。

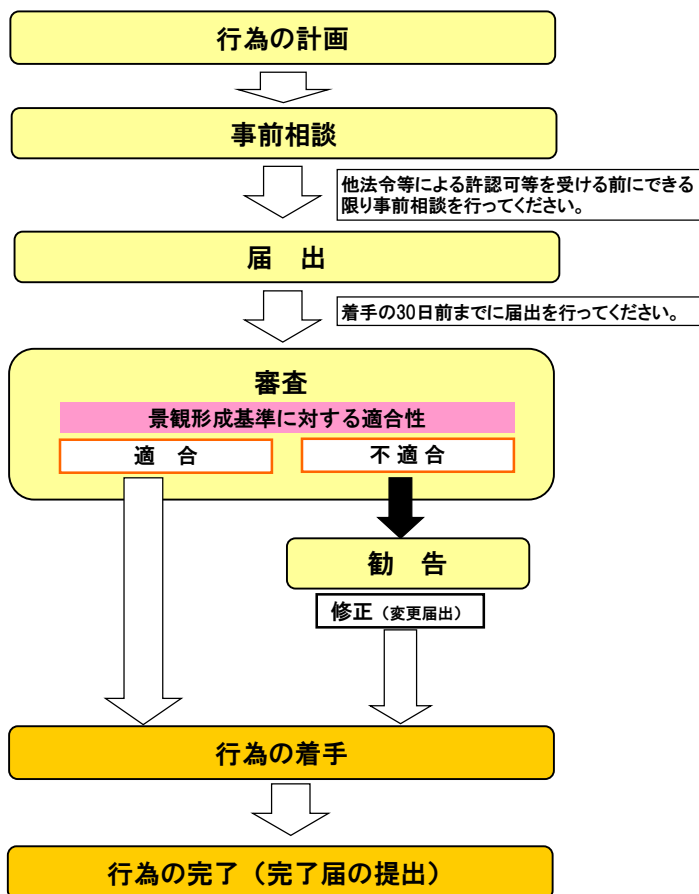


※色彩の基準は日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル値によります。

（法第8条第2項第3号関係）

景観形成に大きな影響を及ぼす大規模行為について、届出が必要です。

大規模な建造物や工作物、開発などは、西条市の景観形成に大きな影響を及ぼします。良好な景観形成に向け、届出と景観形成を図るための景観形成基準を設定し、良好な景観まちづくりに向けた誘導を図ります。



届出のフロー

第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(法第8条第2項第4号関係)

西条市には、地域の景観を特徴づけている歴史・文化資源となる建造物（建築物・工作物）や樹木があり、それらは地域の歴史を物語るとともに、まちなみを構成する重要な要素です。

こうした地域の景観を特徴づけている建造物や樹木を積極的に守り育てていくために景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を下記の通り定めます。

(1) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもので、道路その他公共の場所から、公衆によって容易に望見されるもののうち、次いずれかに該当するものを、所有者の意見聴取、西条市景観審議会（仮称）を経て景観重要建造物、景観重要樹木として指定します。

- ・ 寺社、屋敷、古民家、近代以降の産業遺産等、地域の歴史・文化的な営みを表す建造物、又は樹木。
- ・ 市民からシンボルやランドマークとして親しまれている建造物、又は樹木。

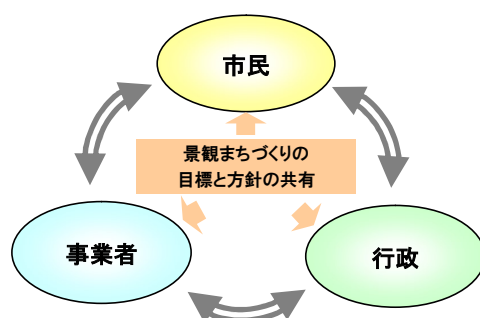


第7章 景観まちづくりの推進

1. 景観まちづくりの主体と役割

景観まちづくりを進めていくためには、多くの人々の理解と協力が必要です。

市民・事業者・行政が西条市の共有財産である景観の価値を認識し、景観まちづくりの目標と方針を共有した上で、それぞれがお互いの立場と役割を認め合い、できるところから一步一步確実に進めていくことが大切です。先人から受け継いだ西条市のかげがえのない美しい景観を守り・育て・創造していくために、多様な主体、人々の協働によって景観まちづくりを推進します。



(1) 市民の役割

市民は、自らが生活・活動するまちを心地よいまちとしていくために、花いっぱい運動や清掃活動を通じたまちの美化、景観に配慮した住まいづくりや暮らし方など、市民一人ひとりが自らできることを自発的に進めていくことが求められます。

景観まちづくりの主体であることを認識し、身の回りの小さな取り組みが少しずつ広がり、その活動の輪が市全体に広がっていくように、積極的に取り組むものとします。

(2) 事業者の役割

商業、工業、建設業をはじめ事業者は、事業活動等を通じて産業や経済活動の発展に貢献するとともに、店舗や工場、事務所、看板などの形態や色彩は周辺の景観に大きな影響を与えるものであることを認識し、公園や広場、道路、河川、海岸など公共の場の景観まちづくりに積極的に取り組むものとします。

(3) 行政の役割

景観計画に基づき、良好な景観形成に向けたルールを適正に運用し景観に配慮した公共施設の整備・維持管理を行うとともに、市民・事業者・行政の協働を積極的に推進します。また、景観に関する啓発活動や情報提供などを通じて景観まちづくり活動に対する支援、協議する場の創出に取り組むものとします。

2. 景観まちづくりの推進体制の構築

(1) 関係機関との連携

国や県及び市内関係各課と連携し、良好な景観形成に資する公共施設の整備や適切な管理、各種事業の実施、情報収集等に取り組みます。

また、景観に関する国や県の補助制度の活用を検討し、西条市の景観形成に効果的な施策の推進を図ります。

(2) 西条市景観審議会（仮称）の設置

景観に関する有識者や関係団体などから構成される景観審議会を設置します。この審議会では、景観計画の運用、景観形成重点地区の設定、景観重要建造物等の指定、景観計画の見直し等の重要事項について審議を行い、景観行政を進めます。

(3) 市民活動の支援

景観まちづくりに関する市民の自主的な活動の支援や情報提供を行い、市民が主体となった運動の活発化を図ります。

特に、地域の景観まちづくりに関して様々な立場の関係者が協議する組織である「景観協議会」や、良好な景観形成を促進するための様々な事業を行う「景観整備機構」について、必要に応じて紹介し制度の活用を検討します。

○景観協議会（法第15条第1項）

景観協議会は、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構が組織できるものであり、必要に応じて、関係行政機関や、公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えて、様々な立場の関係者が、景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うことが可能とされています。

○景観整備機構（法第92条）

景観整備機構制度は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPOについて、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度です。

3. 今後の景観まちづくりの推進

(1) 景観形成のルールづくり

①景観まちづくりについて普及・啓発

景観計画の理念の実現のためには、市民一人一人の意識の醸成が欠かせません。そのため、西条市景観計画の策定についてホームページや市報により市民に広く周知を図り、その理念や方針を共有します。また景観まちづくり教育の推進や、景観まちづくりに関する諸制度や先進事例の紹介に努め、市民の自主的な活動の活発化に繋がります。

②「良好な景観の形成のための行為の制限」の再検討

西条市の景観に影響を及ぼす可能性がある比較的大規模な行為については、「届出が必要な行為」として「景観形成基準」に基づき審査を行うこととしています。行為の制限については総合的な景観施策の第一歩として最低限の規制にとどめていますが、今後も地域の景観の状況や、市民の景観への意識の変化に応じて、届出の種類の再検討や、類型区分毎に届出の基準や景観形成基準を詳細に設定することなどを検討します。

③「良好な景観形成のための手引き」の作成

当計画において比較的大規模な行為については「届出が必要な行為」として行為の制限の対象となりますが、それ以外の、戸建て住宅、商店、事業所等の建築等についても、良好なまちなみ形成のために配慮すべき事項を示し、市民や事業者の自主的な取り組みを促します。

④屋外広告物に関する行為の制限について

屋外広告物については、市街地のにぎわいを演出する要素となっている一方で、設置される場所や規模、色彩などに統一感がなく、無秩序な印象を与える事例も見受けられます。また、良好な田園景観や歴史・文化的景観についても、屋外広告物によって阻害される恐れがあります。

このため、周辺景観と調和した良好な景観形成はもとより、道路利用者などの安全性や広告物の見やすさなどの観点から一定の基準を設け、にぎわいと周辺景観との調和が両立した適正な屋外広告物の設置となるよう誘導する必要があります。

現在本市では、愛媛県屋外広告物条例に基づき規制事務を行っていますが、今後は、景観計画に即した市独自の屋外広告物条例の策定を行い、景観形成方針の実現のため適正な届出の基準や範囲について定めることを検討します。

⑤ 景観まちづくりの手法検討

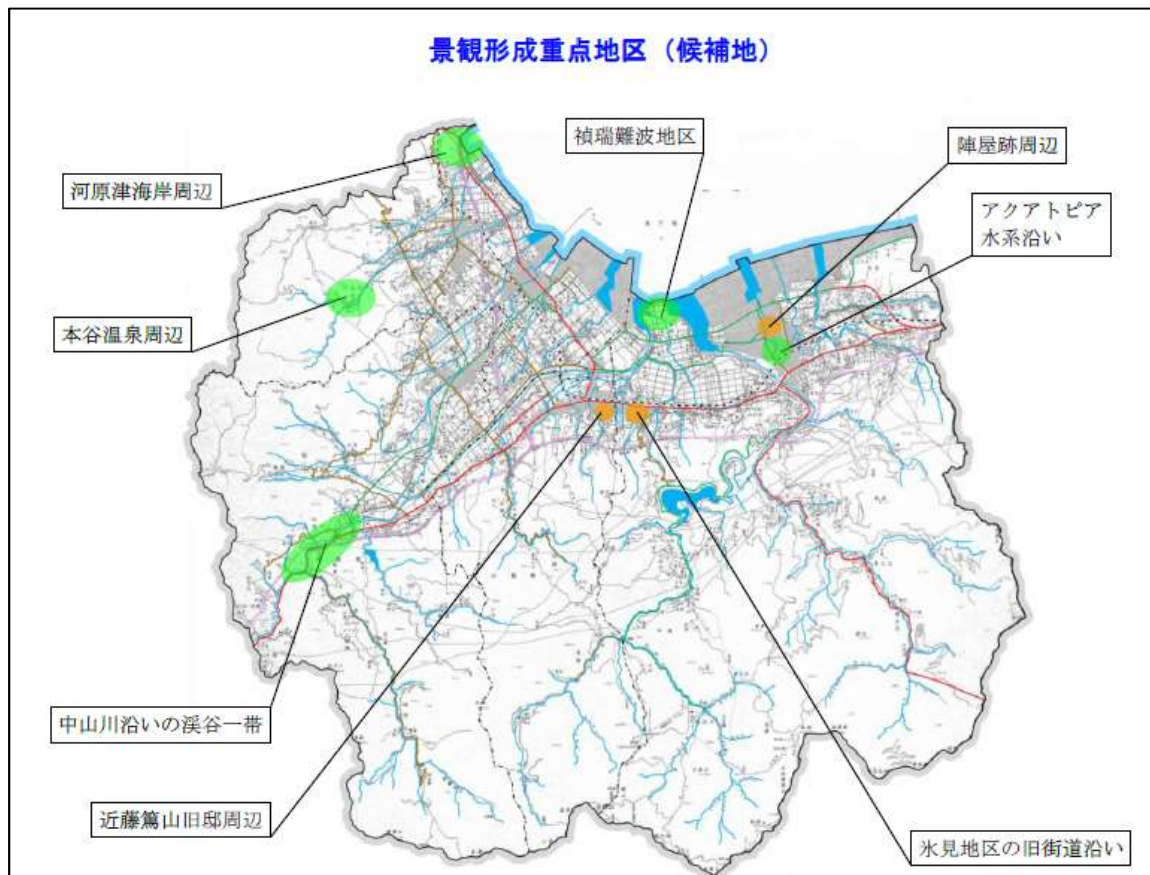
・景観協定による景観まちづくり

景観協定は、良好な景観形成を目的として建物の形態意匠、用途、屋外広告物、緑化や農地の保全に関する事項を土地所有者及び借地権者間の契約として結び、住宅地や商業地、工業団地などで、良好な景観を形成するためのツールです。景観協定による景観まちづくりを地域住民の発意に基づき進めます。

・景観形成重点地区の指定による景観まちづくり

良好な景観資源が集積する地区や、住民による積極的な景観まちづくり活動等が行われている地区など、特に景観まちづくりを重点的に進めていくことが望まれる地区を「景観形成重点地区」と位置づけます。当該地区では地域住民との十分な合意形成を図りながら、範囲の設定、独自の景観形成方針、地区の実情にあったきめ細やかなルールづくり等を検討します。

※参考 「景観形成重点地区（候補地）」



⑥ 「景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項」の検討

石積みの棚田や里山等、農村地域に特有の景観を確保するという側面から、良好な営農条件の確保を図るべき区域については、必要に応じて「景観農業振興地域整備計画の策定に関する 基本的な事項」を、庁内関係課と連携のうえ検討します。

(2) 景観資源の保全・活用

① 景観資源の定期的な状況把握

西条市の優れた景観資源の情報を継続して収集し、定期的な状況把握を行います。

② 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の検討

西条市の景観資源について、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を検討し、適切な維持管理を図ります。

(3) 景観に配慮した公共施設の整備

① 公共施設の景観形成

国の機関または地方公共団体が実施する、景観に影響を与える可能性のある建築行為等については、行為の制限による景観形成基準や景観形成方針に適合するよう協議を求め、高質で統一感のある公共施設の整備をめざします。

② 景観重要公共施設の指定

道路、公園、緑地、河川、港湾、その他公共施設は、地域の景観を構成する重要な要素です。地域の景観まちづくりにおいて、景観に配慮した適切な公共施設の整備が求められる場合、施設管理者と協議の上、景観重要公共施設の指定を検討します。

(4) 景観計画の実施・見直しと充実

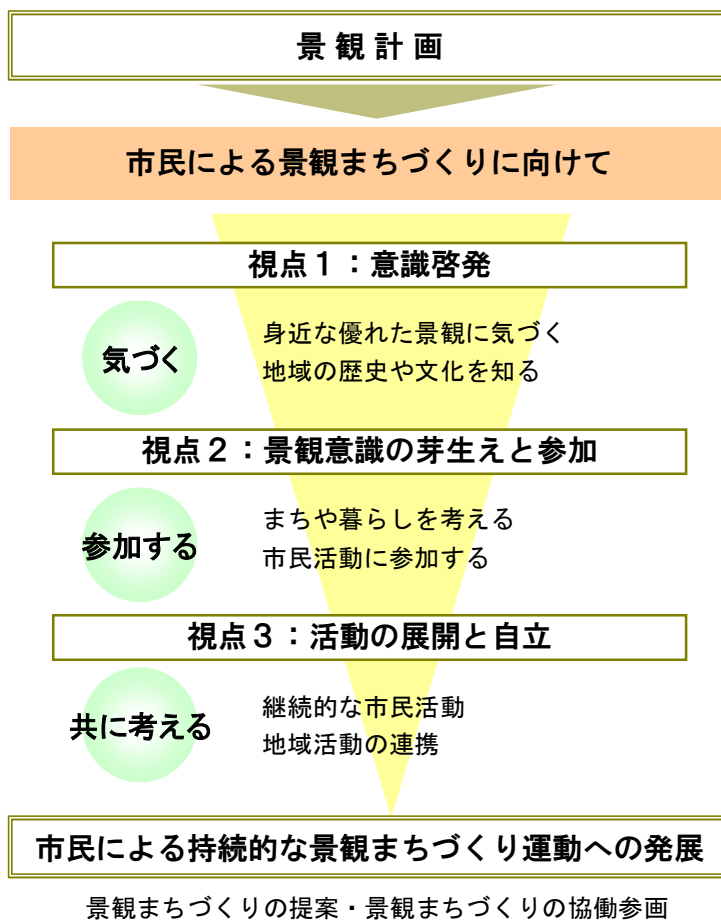
西条市景観計画の施行については、西条市景観条例の施行に伴うものとします。

西条市景観計画の施行後も市内の景観の現況把握に努め、状況の変化や問題意識の高まりに応じて、柔軟に景観計画の見直しを行います。

(5) 市民による景観まちづくりに向けて

景観まちづくりは、市民の日々の生活の中にあり、住まいや暮らし、生産活動に表れてきます。

ここでは、市民による景観まちづくりに向けて、3つの視点「意識啓発」「景観意識の芽生えと参加」「活動の展開と自立」から、市民による持続的な景観まちづくり運動への発展をめざした取り組みを示します。



視点1：意識啓発

身近な街や里、山や川、寺社仏閣や史跡をもう一度、歩いて見てみましょう。四季折々に移り変わる山や里、川や海などの自然、長い歴史を感じる寺社仏閣、華やいだ商店や落ち着いたまちなみなど新たな発見があるはずです。

身近な優れた景観に気づくために・・・

- ・ 地域の歴史や伝統、文化を知る。
- ・ 市内を歩くことを通じて身近にある優れた景観に気づく。
- ・ 子どもの頃から、地域の様々な景観に触れる機会を持つ。

視点2：景観意識の芽生えと参加

地域の歴史や文化を学び、まちや暮らしについて考えてみましょう。街角の花壇や公園、広場、川の流れや瀬戸内海の浜辺は、多くの人々によって守られています。

景観まちづくりに参加するために・・・

- ・地域の歴史や伝統、文化を学び、祭りに参加する。
- ・花いっぱい運動などを通じて、地域の緑化推進活動に参加する。
- ・公民館活動、町内会活動などに参加し、まちや暮らしの中の景観まちづくりを考えていく。
- ・自治会での町内清掃活動、市内一斉清掃活動や河川や公共の場などの清掃活動に参加する。

視点3：活動の展開と自立

市民活動を通じて語り合い、まちづくりの問題点を考え、まちの将来像を描き、新たな活動や地域おこし、他地域との交流によって、年代を超え、地域を越えた交流の輪が広がっていきます。

景観まちづくりを共に考えていくために・・・

- ・地域の歴史や伝統、文化を育て、祭り等の支援をする。新たな祭りを創造する。
- ・緑化推進イベントなどを通じて、花いっぱい運動の輪を広げる。
- ・公民館活動、町内会活動などで、専門家を招いてまちや暮らしの中の景観まちづくりのプランを考える。
- ・棚田や里山の中山間地域との交流と支援活動を進める。

市民による持続的な景観まちづくり運動への発展

景観まちづくりに向け、継続的な市民による活動が大切です。

身の回りの景観まちづくりから発展し、市民・事業者が主体のまちづくりへの発展を図ります。

市民が主体のまちづくりへ・・・

- ・地域の景観まちづくりに多様な手法（景観協定、地区計画、景観まちづくり重点地区など）を活用していく。
- ・市民・事業者・行政との協力体制の積極的な推進に向け、西条市の景観を広く考え進めていく。